

第4次鬼北町男女共同参画基本計画

「あらゆる場面で、性別や固定観念にとらわれず、
誰もがお互いを尊重し、誰もが対等にさまざまな機会に
参画できる社会」を目指して



令和6年3月

鬼北町

はじめに

我が国では現在、少子高齢、人口減少や経済的不景気などを背景に、取り巻く環境は変わり、社会の風景もその姿を変えています。かつてとらわれていた「男性が主導し、女性が支える」という固定観念が薄れ、男女が平等に機会を享受し、能力を発揮する社会への期待が高まっています。

このような変化の中、男女共同参画は社会の発展において欠かせない要素となっています。男女が共に力を合わせ、互いの違いを尊重しながら、より多様性に富み、創造性豊かな社会を築いていくことが求められています。

本町では、平成19年に「鬼北町男女共同参画推進条例」を定め、平成21年に最初の「鬼北町男女共同参画基本計画」を策定し、世界情勢をはじめとし、鬼北町の実情を鑑みながら、施策の実施や本計画の改定を行ってまいりました。この度、本年度末を持って、第3次計画が策定期間の終期を迎えることから、本町でより一層の男女共同参画社会の実現に向けた道筋を示すため、これまでの実績や施策を展開する中で顕在化された課題を踏まえ、町民の意識・ニーズに沿った「第4次鬼北町男女共同参画基本計画」を策定しました。本計画を男女が平等な機会を持ち、偏見や差別のない社会を目指し、誰もが自身の能力を最大限に発揮できる環境を整えるための新たな土台とします。

私たちは、本計画を通じて、「男女が協力し合い、共に成長し、未来を切り拓いていく鬼北町」の実現のために、政策の推進、教育の改革など、様々な分野での取り組みを行ってまいります。

この大きな目標達成には、町民の御理解と御協力が必要となってまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。共に歩む道を切り拓いていくために、私たちの力を合わせましょう。

終わりに、本計画策定にあたり、貴重な御意見を賜りました鬼北町男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、住民意識調査などさまざまな形で御協力いただきました町民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和6年3月
鬼北町長 兵頭 誠亀



目 次

第1章 計画の策定の背景

I 計画策定の趣旨	1
II 国の動き	2
III 愛媛県男女共同参画計画の理念	2-3

第2章 計画策定の基本的な考え方

I 計画の性格	4
II 計画の期間	4
III 基本理念	4
IV 男女共同参画を取り巻く鬼北町の状況	5-10
V 鬼北町のこれまでの男女共同参画推進の成果	11-12
VI 計画の策定方法	13

第3章 男女共同参画をめぐる現状と課題

I 男女平等・男女共同参画に対する意識	14-18
II 社会における女性活躍やワーク・ライフ・バランス	18-21
III 誰もが安心して暮らせる環境	21-25
IV 総括	25-27

第4章 鬼北町が目指す社会

基本目標	28
------	----

第5章 重点目標

I 誰もが性別に関わりなく、多様な生き方やライフスタイルが選択できる社会	29-31
II 誰もが子育てや介護をしながら働き続けられる社会	31-34
III 誰もがあらゆる場面で個性と能力を発揮し、活躍できるよう支えあう社会	34-36
IV 誰もが安心して暮らせる社会	36-39

第6章 推進体制

I 推進体制	40
II 数値目標	41

資料編

○ 用語解説集	42-45
○ 男女共同参画社会基本法	46-54
○ 鬼北町男女共同参画推進条例	55-58

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	59-77
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	78-94
○ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	95-98
○ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	99-102
○ 町民意識調査（質問及び選択肢一覧、集計結果）	103-146

第1章 計画策定の背景

I 計画策定の趣旨

すべての人が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現は国民の願いであります。我が国においては、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な法律や制度の整備が進められてきました。平成11年（1999年）6月に施行された「男女共同参画社会基本法」は、男女の人権が尊重され、少子高齢化の進展や国際的協調、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目指し、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されました。

国では、「第5次男女共同参画基本計画」を令和2年（2020年）12月に閣議決定し、「男性が働き、女性は家事を行う」といったような古い考えから脱却し、男女が自らの意思で個性や能力を十分に発揮できる多様性に富んだ社会であるとともに、男女の人権が尊重される社会、仕事と生活の調和が図れた充実した職業・家庭生活が送れる社会、そして、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の観点で国際社会と強調した社会といった社会をめざすべきであるとし、男女共同参画社会の形成促進に関する施策推進を図ってきました。

当町では鬼北町長期総合計画（以下「総合計画」という。）を基調に、当町の特性を生かした施策を総合的、計画的に展開し、男女共同参画があらゆる場面で着実に推進していくために、平成19年（2007年）3月6日に制定した鬼北町男女共同参画推進条例（以下「町条例」という。）に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策として鬼北町男女共同参画基本計画を策定しました。

令和5年度をもって計画期間が終わりを迎える「第3次男女共同参画基本計画」の中で展開してきた施策を基盤に、新たな課題も踏まえつつ、男女が互いに認め合い、支え合い、尊重し合う調和のとれた社会形成と、男女がその個性と能力を十分に発揮し社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、一層の推進を図っていくため「第4次男女共同参画基本計画」を新たに策定するものです。

「第3次男女共同参画基本計画」では、

- I 性別に関わりなく、多様な生き方やライフスタイルが選択できる社会
- II 男女が共に子育てや介護をしながら働き続けられる社会
- III 男女が家庭でも地域でも会社でも個性と能力を発揮し、活躍できるよう支えあう社会
- IV 誰もが安心して暮らせる社会

の4つを基本目標として、男女が社会の対等な構成員として、すべての人が個性や能力を発揮し、性別による固定的な役割分担意識を解消して、男女が職場・地域・家庭などのあらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて、施策を推進してきました。

II 国の動き

我が国においては、昭和 60 年（1985 年）に「女子差別撤廃条約」の批准を契機に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」の制定や「国籍法」の改正など法律の整備が行われ、平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づく「男女共同参画基本計画」が平成 12 年（2000 年）に策定されました。

また、平成 13 年（2001 年）には、内閣府に「男女共同参画局」を設置するとともに男女共同参画会議が設けられ、各種専門調査会において男女共同参画社会の実現を促進するための具体的提言がされています。

その後、平成 17 年（2005 年）に、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、平成 22 年（2010 年）には、男女共同参画社会の形成に向けた一層の加速と実効性あるアクションプランとして「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、関係法令では、平成 13 年（2001 年）に施行の「DV 防止法」については、平成 25 年（2013 年）までの間に 3 回の法改正が行われ、保護命令の追加や加害者・被害者の範囲の拡大など制度の充実が図られてきています。

さらに、平成 27 年（2015 年）には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」が施行され、女性の就業支援の取組が具体的に進められ、翌年（2016 年）には「男女雇用機会均等法」が改正され、職場における性的な言動や妊娠・出産等に関する言動に起因する雇用管理上の措置等について言及されました。

令和 2 年（2020 年）12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指す取組を進め、目指すべき社会とは何たるかを掲げました。

また、令和 5 年（2023 年）6 月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下「LGBT 理解増進法」という。）を施行させ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に邁進しています。

III 愛媛県男女共同参画計画の理念

人口減少社会の本格化や、家族や地域の変化、デジタル化の進展など社会が激変していく中で、このような変化に対応していくためには、性別を問わず全ての人がそれぞれの個性と能力を発揮し、地域社会の一員として貢献できる「男女共同参画社会づくり」を推進していく必要があります。そして、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、性別、年齢、国籍、性的指向・性自認に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものです。

日本国憲法において個人の尊重と男女平等の理念がうたわれてから三四半世紀が経過し、平成 11 年には、男女の実質的な機会の平等を目指して、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と

他の活動の両立」「国際的協調」を基本理念とする男女共同参画社会基本法が施行されました。この基本法に基づき、国は男女共同参画基本計画を定め、愛媛県ではこれを勘案して平成13年5月に愛媛県男女共同参画計画を策定するとともに、平成14年には愛媛県男女共同参画推進条例を制定しました。県条例の理念には、基本法の理念に加え「経済活動の分野における男女の協働」「教育の分野における自立の精神と男女平等意識の涵養」「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」をうたっています。

愛媛県は、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、愛媛県男女共同参画推進条例の理念の下で、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会男女共同参画社会の実現を目指します。

第2章 計画策定の基本的な考え方

I 計画の性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「鬼北町男女共同参画推進条例」に基づく計画であり、鬼北町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。また、この計画では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく推進計画としても位置づけるとともに、鬼北町の総合計画を推進していくための個別計画とします。

II 計画の期間

令和6年度（2024年度）から5年間とします。なお、社会の変化等に応じて必要な見直しを検討していきます。

III 基本理念

国の「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、次の基本理念のもと、人権が尊重され、性別に関わりなく共に個性と能力が発揮できる社会を築いていくことを目指します。

1. 男女の人権の尊重（第3条）

男女の個人としての尊厳を重んじるとともに、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として、能力を発揮できるよう配慮されること。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう配慮されること。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定の場に共同して参画できる機会が確保されるよう配慮されること。

4. 家庭生活とその他の活動の両立（第6条）

男女がお互いに協力して家庭を築き、共に仕事や地域活動等さまざまな活動の両立ができるよう配慮されること。

5. 国際的協調（第7条）

国際社会における男女共同参画の取組を踏まえながら、男女共同参画社会の形成が行われるよう配慮されること。

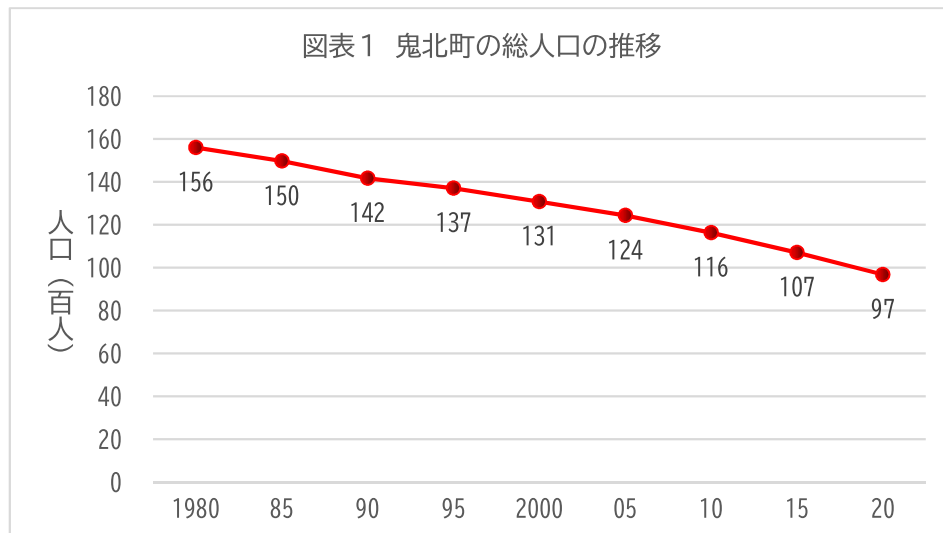
IV 男女共同参画を取り巻く鬼北町の状況

1. 人口動向分析

(1) 総人口の推移

①鬼北町の総人口の推移と将来推計

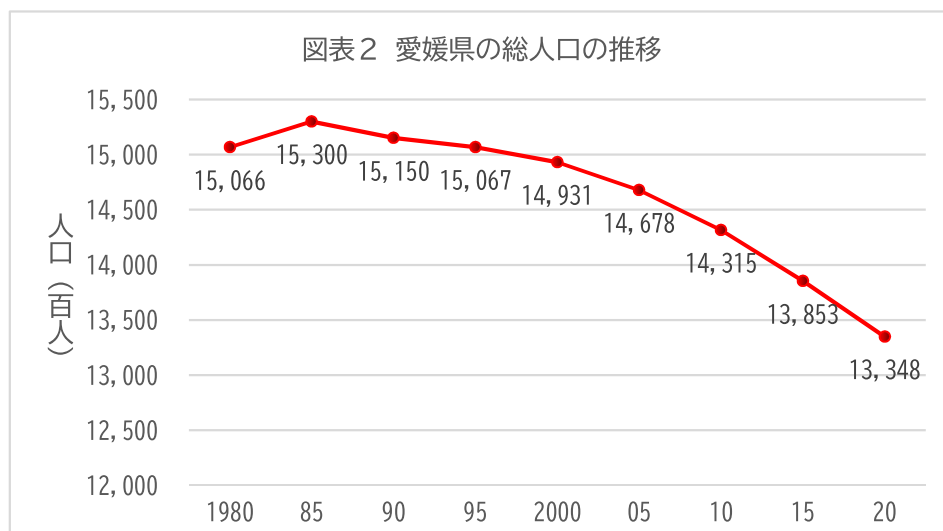
鬼北町の人口は、愛媛県の人口が減少に転じた 1990 年より早い時期から、減少傾向が続いており、2020 年には 10,000 人を切りました。



※図表1：令和2年度国勢調査参照

②愛媛県の総人口の推移

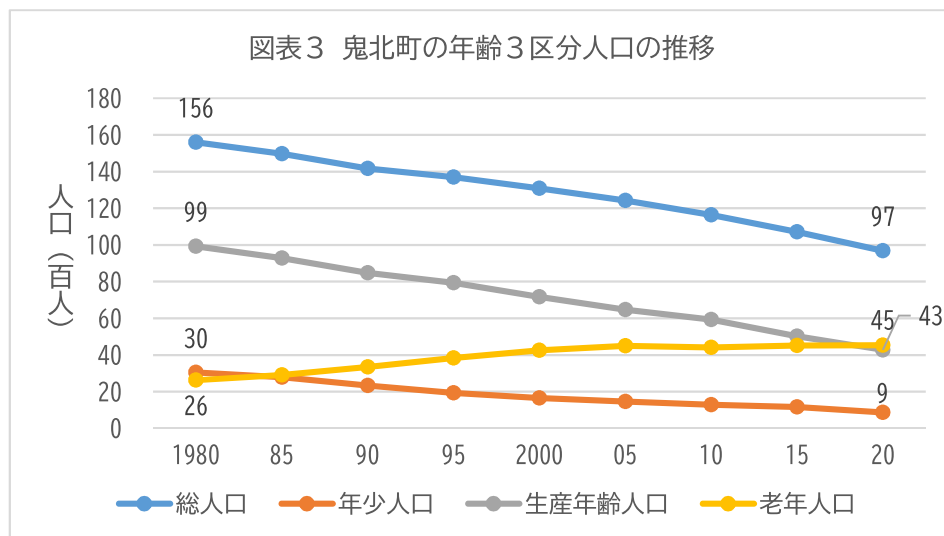
愛媛県の総人口は、1985 年までは増加傾向であったものの、1990 年以降は減少傾向に転じ、2020 年には 1985 年の約 9 割となる約 133 万人となっています。



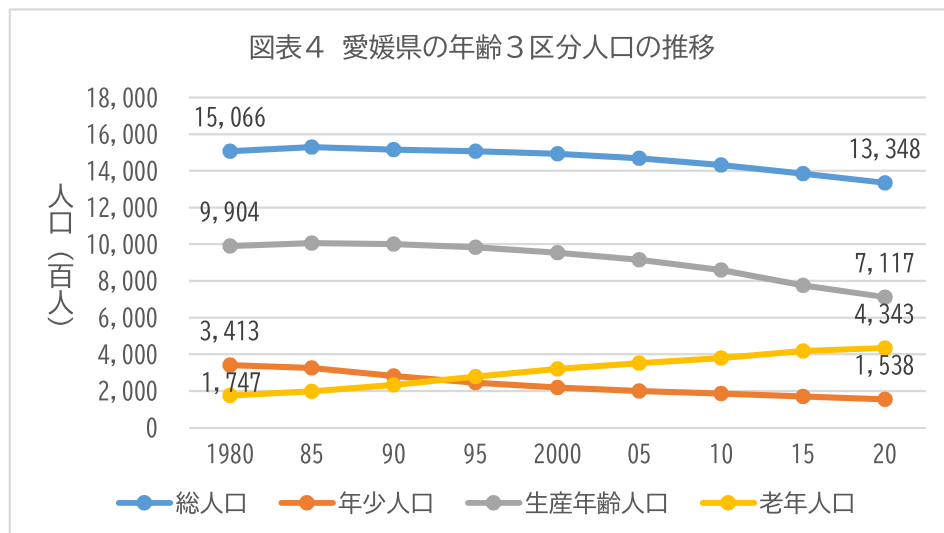
※図表2：令和2年度国勢調査参照

(2) 年齢3区分別人口の推移

年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3つに区分し、その推移を見てみると、年少人口、生産年齢人口は減少し続けています。愛媛県全体で見ると、1995年より老年人口が年少人口を上回り、鬼北町では1985年より上回っており、少子高齢化の進捗がこの時期から顕著になっています。また、鬼北町では2020年に老年人口が生産年齢人口を上回り、3区分の中で最も人口が多くなっており、高齢化率は46.8%となっています。図表3、4の形状から、鬼北町の人口分布は愛媛県より10年早いと読み取れ、2030年には愛媛県全体でも老年人口と生産年齢人口が近似してくるのではないかと推察されます。



※参照3：令和2年度国勢調査参照



※参照4：令和2年度国勢調査参照

① 合計特殊出生率の推移

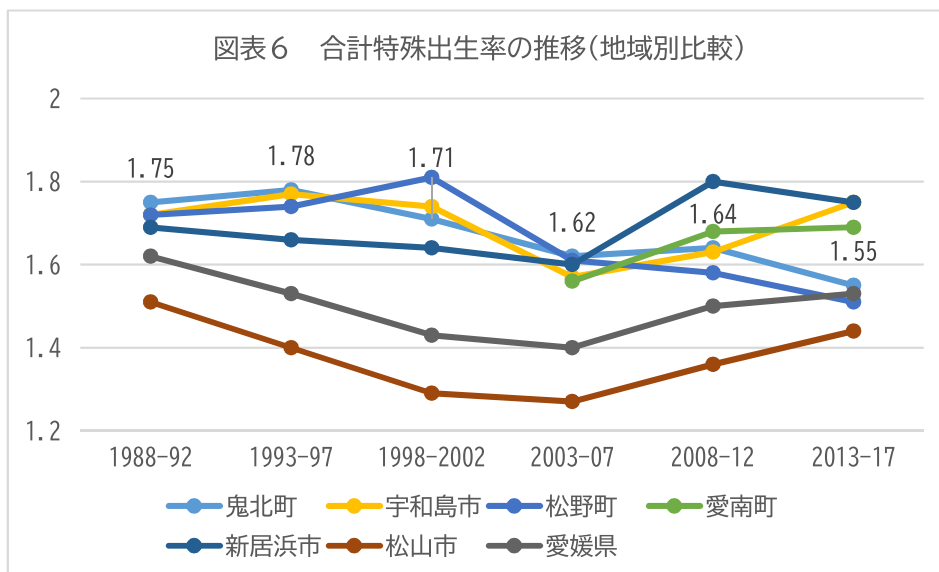
鬼北町の合計特殊出生率は昭和 63（1988）年から平成 14（2002）年まで 1.7 超で推移してきましたが、平成 15（2003）年に 1.6 台へ、平成 25（2013）年に 1.5 台へ低下しています。

また、鬼北町と愛媛県との比較では、平成 20 年には 0.14 上回っていましたが、平成 25 年には 0.02 のみ上回っていることから、鬼北町の合計特殊出生率の下げ幅が大きいことが分かります。

図表 5 合計特殊出生率の推移（地域別比較）

	S63-H4 (1988-92)	H5-9 (1993-97)	H10-14 (1998-02)	H15-19 (2003-07)	H20-24 (2008-12)	H25-29 (2013-17)
鬼北町	1.75	1.78	1.71	1.62	1.64	1.55
旧広見町	1.79	1.85	1.78	-	-	-
旧日吉村	1.52	1.41	1.29	-	-	-
宇和島市	1.72	1.77	1.74	1.57	1.63	1.75
松野町	1.72	1.74	1.81	1.61	1.58	1.51
愛南町	-	-	-	1.56	1.68	1.69
新居浜市	1.69	1.66	1.64	1.60	1.80	1.75
松山市	1.51	1.40	1.29	1.27	1.36	1.44
愛媛県	1.62	1.53	1.43	1.40	1.50	1.53

※参照 5：人口動態保健所・市町村別統計参照
 ※鬼北町の 1998-02 年以前は、旧広見町・旧日吉村の出生率を生産年齢人口比で加重平均

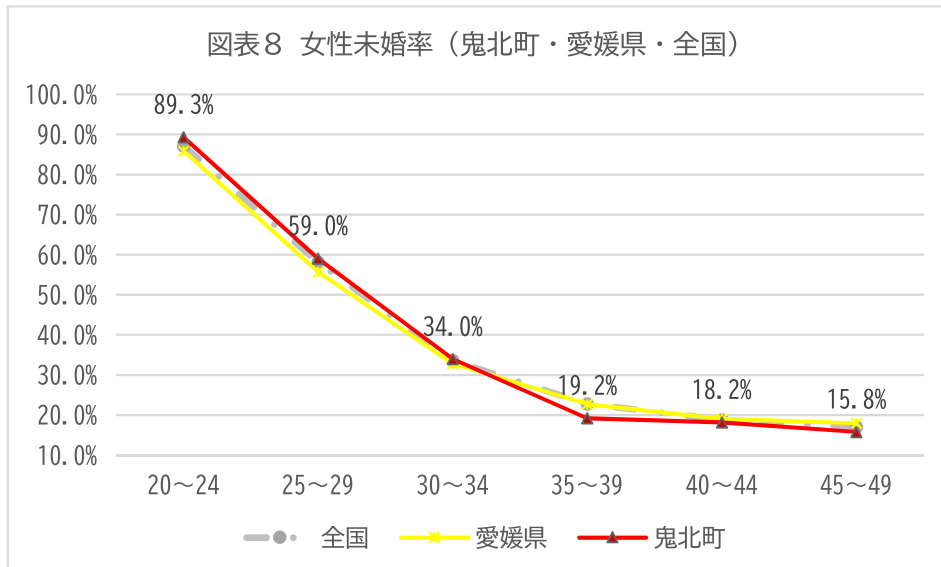
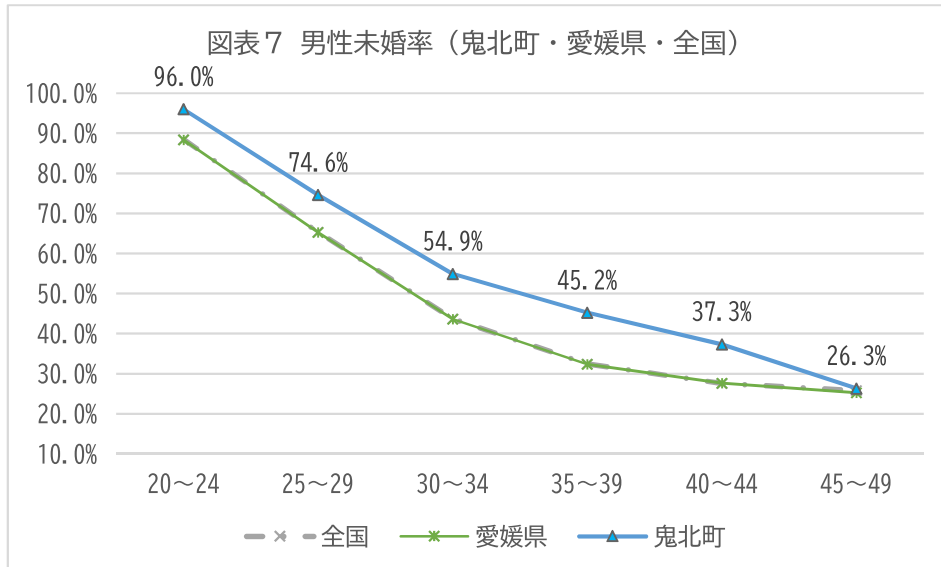


※参照 6：人口動態保健所・市町村別統計参照

② 未婚率

鬼北町の令和2（2020）年の未婚率は、女性では愛媛県や全国と比較的に近似していますが、男性では45～49歳を除いて10%前後高い数値になっています。

10年前と比較すると、男性の未婚率はやや愛媛県や全国と開きが出ており、女性の未婚率は前述通り近似している傾向にあります。



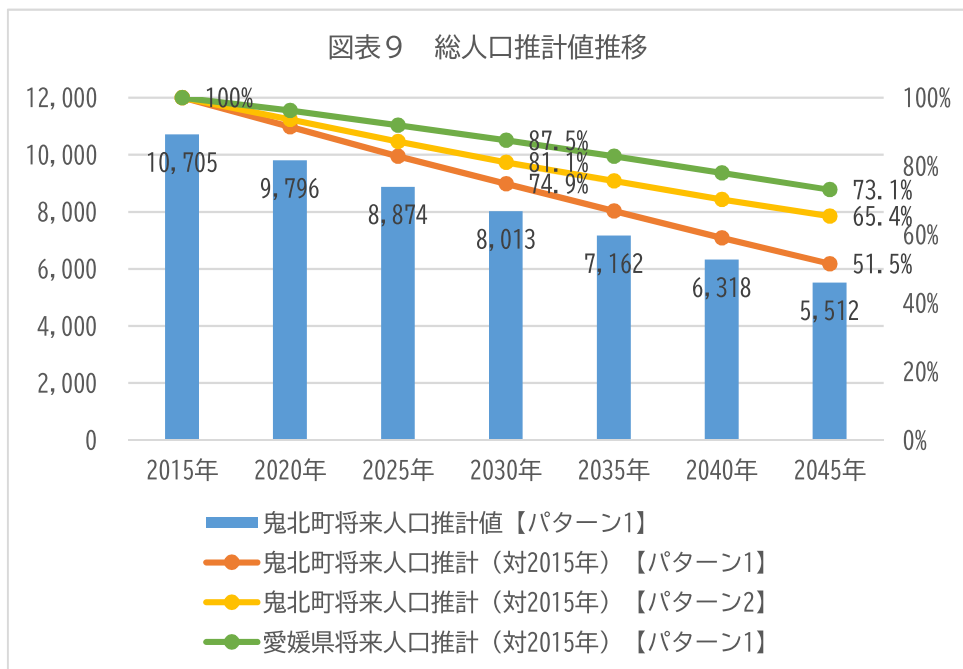
※参照7・8：令和2年度国勢調査参照

2. 将来人口の推計と分析

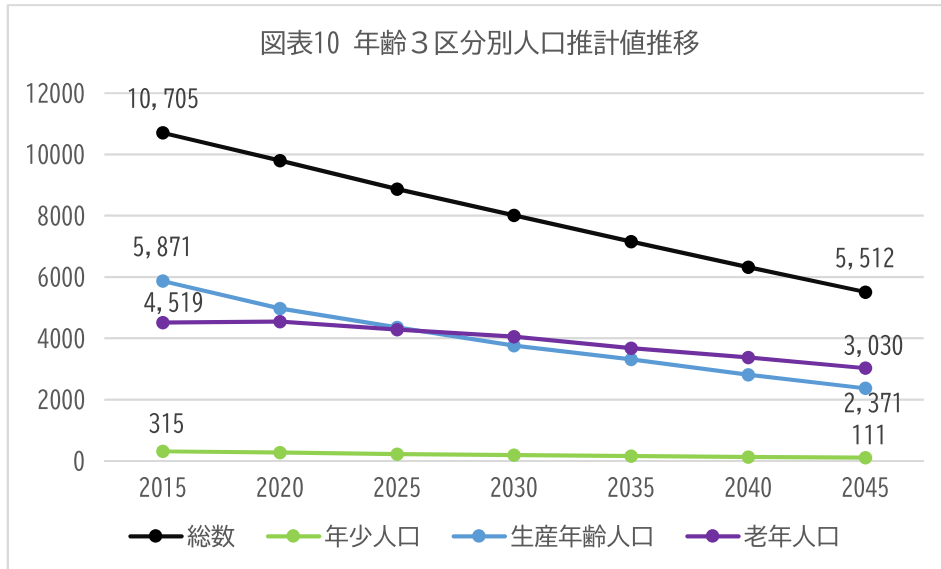
①社人研の推計による総人口

推計方法	前提条件
パターン1	生残率については段階的に現状（平成 22～27 年）の半分に縮小し、社会移動については現状程度での推移すると仮定
パターン2	出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定（社会移動の影響を含まない）

本町の総人口は、平成 27（2015）年国勢調査の 10,705 人から減少が続き、令和 27（2045）年には約 5,512 人と、30 年間で約 51.5%までに減少することが見込まれています。愛媛県が 73.1%となっていることから、本町の人口減少のスピードは深刻であることが推察されます。



2018年に公表された年齢3区分別人口推計値（図表10 年齢3区分別人口推計値推移）に目を当てると、2025年には老年人口が生産年齢人口に近似するという推計をしていましたが、6ページに記載されている図表3 鬼北町の年齢3区分人口の推移では、2020年には老年人口が上回っており、当時の予想を上回るスピードで高齢化が進んでいることがわかります。



※参照9・10：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018)」

V 鬼北町のこれまでの男女共同参画推進の成果

本町では、平成31年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、女性の就業率の向上や、仕事と育児の両立や女性の再就職支援などを行い、男女共同参画の社会づくりを推進してきました。この結果、少しずつ着実に男女共同参画の歩みが進んでいます。

(1) 性別に関わりなく、多様な生き方やライフスタイルが選択できる社会

- ・人権を考える集い参加者数 (R4) 参加者数 88 人
講師：木山裕策氏
演題：ガンがおしえてくれたこと～自分に向き合ってみつけた夢～
- ・子どもたちのための人権集会 (R4) 参加者数 227 人
講師；KABA. ちゃん氏
パーソナリティ：やのひろみ氏
演題：知ってほしい、LGBTQのこと
～これが私、自分らしく生きるために～
- ・いじめの根絶のためのこども会議開催回数 1 回

(2) 男女が共に子育てや介護をしながら働き続けられる社会

- ・こども園の開設 2 園開設 認定こども園さくら、認定こども園ゆずっこ
- ・子育て支援センターでの子育て相談件数 70 件/年【目標 30 件/年】
- ・育児相談率 62.3%【目標 85%】

(3) 男女が家庭でも地域でも会社でも個性と能力を発揮し、活躍できるよう支えあう社会

- ・鬼北町職員の女性管理職（課長級）の割合 6.7%【目標 20%】
- ・職場における男女対等である認識度 33.2% (H30)【目標 50%】
- ・家庭における男女対等である認識度 12.3% (H30)【目標 30%】
- ・審議会等における女性委員の割合 26.0%【目標 30%】
- ・防災士における女性の割合 17.5%【目標 15%】
- ・認定農業者に占める女性の割合 11.3%【目標 15%】
- ・男女共同参画推進事業の実施 1 件/年【目標 10 件/年】
- ・自治会及びPTAの会長の女性登用率 7.1%【目標 30%】
- ・女性起業活動者数 16 人【目標 10 人】
- ・えひめ子育て応援企業認証企業数 2 社【目標 10 件】

そのほか、新型コロナウイルス感染症蔓延により、推進できませんでしたが、女性活躍推進モデル事業所の紹介にも力を入れることとしています。

- ・シルバー人材センター登録者数 21 人【目標 50 人】
- ・生活支援に関するボランティア団体数 1 団体【目標 3 団体】
- ・外出支援サービス 延べ 5 回【目標 48 延人数/年】

- ・ 配食ボランティアなどの活動協力員数 84人【目標 120人】
- ・ 地域支援事業 6事業【目標 継続・拡充】

(4) 誰もが安心して生活するための福祉支援

- ・ 地域ケア体制の充実・強化（地域ケア会議、チームケア会議などの開催回数）
1回/月（地域ケア会議 12回開催）【目標 1回/月】
- ・ 介護予防運動教室実施地区数 7地区で実施（近永1地区・日吉2地区）【目標 7地区】
- ・ 介護予防運動教室参加者数 実人員 108人（126回開催）【目標 200人】
- ・ 自主グループ数 19箇所（内サロン事業利用 9箇所）【目標 30箇所】
- ・ 特別養護老人ホーム入所待機者数 80人【目標 70人】
- ・ 介護老人保健施設入所待機者数 7人【目標 20人】

※以上、鬼北町「令和5年度施策の成果」より抜粋

【第3次男女共同参画基本計画における数値目標実績】

10項目の数値目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向け、取り組みました。その結果、5項目で前回調査時を上回り、そのうち3項目で目標達成となりました。前述の通り、コロナ禍による施策の制限が生じたところではありますが、世間の男女共同参画に対する注目が高まったこともあり、一定の成果を残した反面、人口減少や様々な分野での担い手不足といった大きな壁に直面していることを数値から伺えます。また、「男女対等」であるという認識度について焦点を当てると、男女ともに前回調査時を下回っており、改善すべき数値ですが、今般の世論等により、町民がこの項目についてより敏感に、そして厳格に見定めるようになってきていると推察されます。

No.	項目	H30 調査時	H35(R5) 目標	H35(R5) 調査時
1	「男女共同参画」という言葉の認識度	66.2%	100%	79.9%
2	「男女対等」であるという認識度	21.6%	25%	18.3%
3	「ジェンダー」用語の認識度	10.0%	50%	75.2%
4	「DV防止法」用語の認識度	17.5%	25%	87.2%
5	審議会等の女性割合	17.8%	35%	26.0%
6	農業委員会の女性割合	7.1%	10%	0%
7	自治会・PTA会長の女性割合	10.9%	15%	7.1%
8	防災士の女性割合	10.6%	15%	17.5%
9	女性起業活動者数	年 16件	年 20件	年 16件
10	介護休業取得率	2.8%	7%	2%

VI 計画の策定方法

◆町民意識調査

町民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するとともに、男女が固定的な役割分担意識や慣習にとらわれることなく、それぞれが個性と能力を發揮し、いきいきと暮らすことのできる社会をつくることを目指し、第4次鬼北町男女共同参画基本計画策定の基礎資料とすることを目的とし実施しました。

- 1 調査地域 鬼北町全域
- 2 調査対象 町内に居住する18歳以上の男女
- 3 抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- 4 調査方法 郵送配布・郵送回収
- 5 調査時期 令和5年2月8日～令和5年3月24日
- 6 回収結果 標本数 1,000人
有効回収数 447人 有効回収率 44.7%
(男190人、女253人、無回答4人)

※調査結果は、「第3章 男女共同参画をめぐる現状と課題」にて抜粋して、掲載しています。なお、男女の意識の差を示すために男性を青、女性をオレンジで色分けしています。(性別無回答での回答は、男女に割合配分しています。)

また、一部の調査結果には全体の回答をグレーで表示しています。

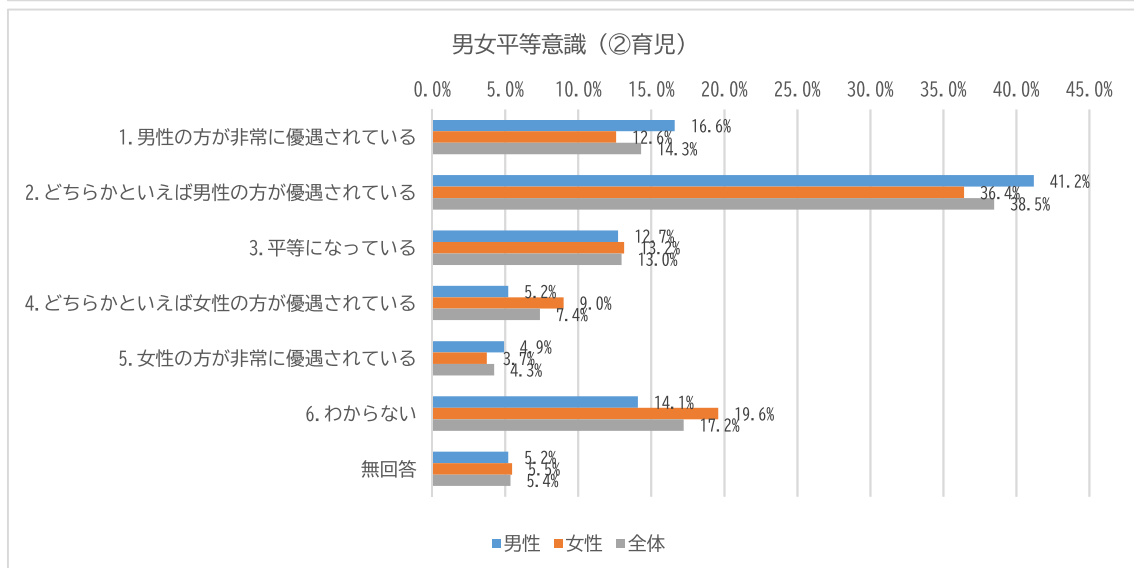
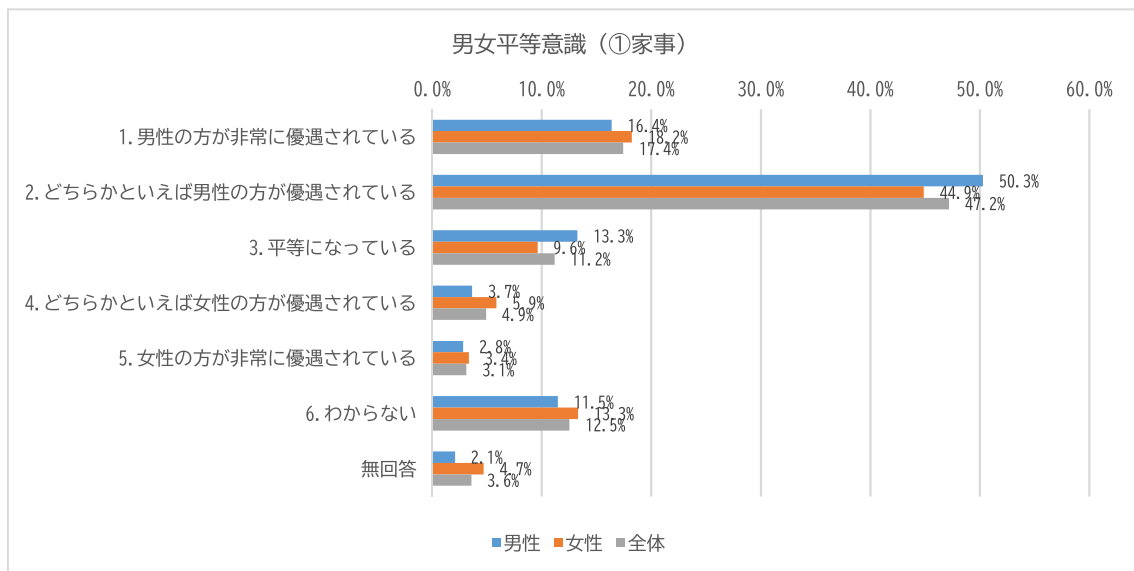
◆鬼北町男女共同参画基本計画策定委員会の開催

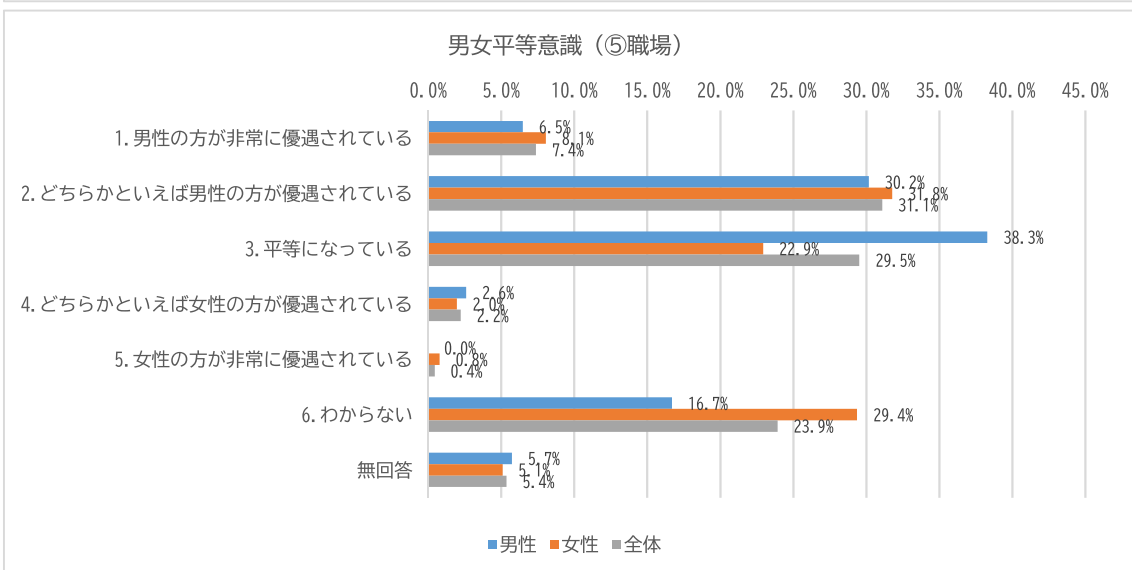
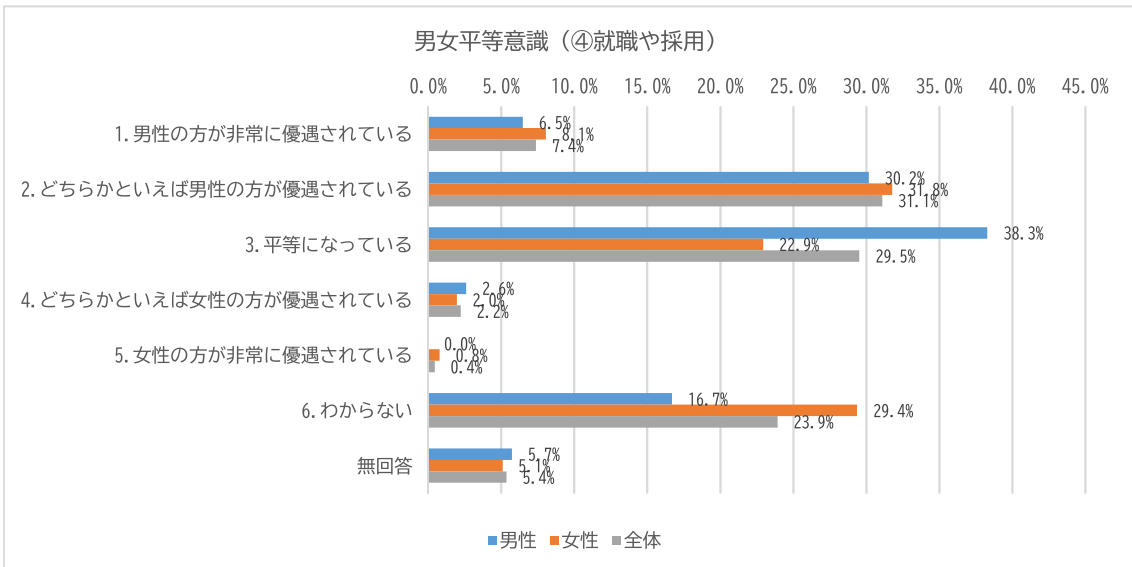
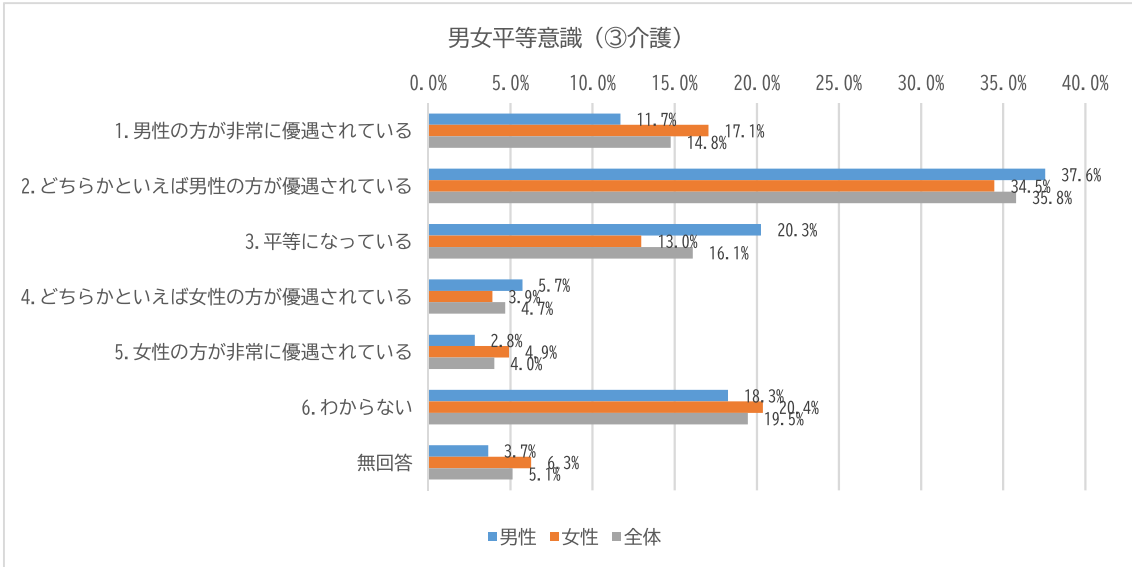
鬼北町男女共同参画計画策定委員会設置要綱に基づき、委員5名で構成された委員会において、町民意識調査の結果や地域や各分野における意見や課題を反映させ町長の諮問を受けて策定しました。

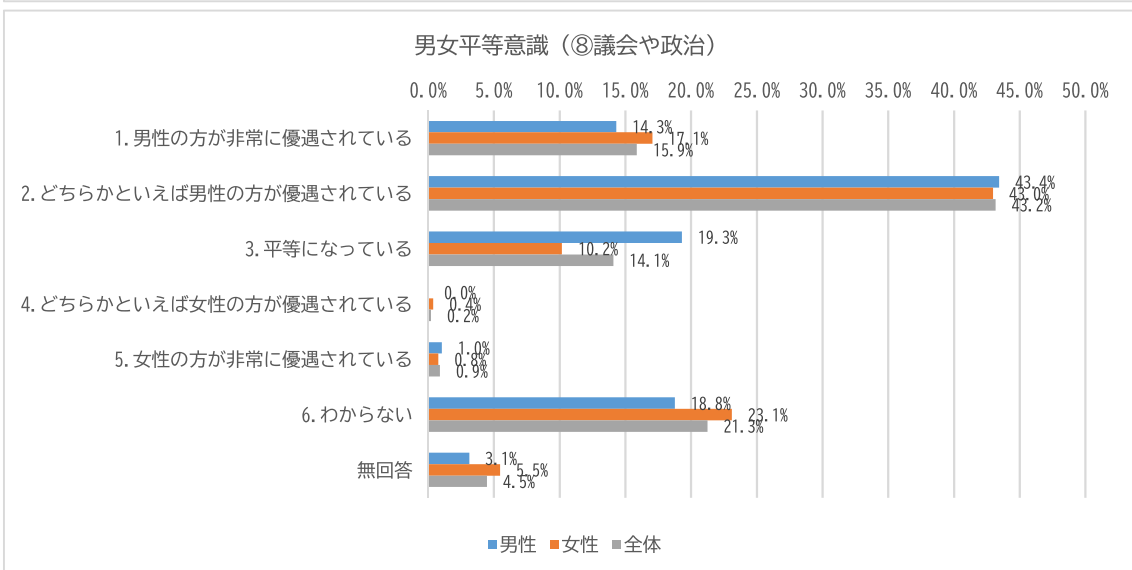
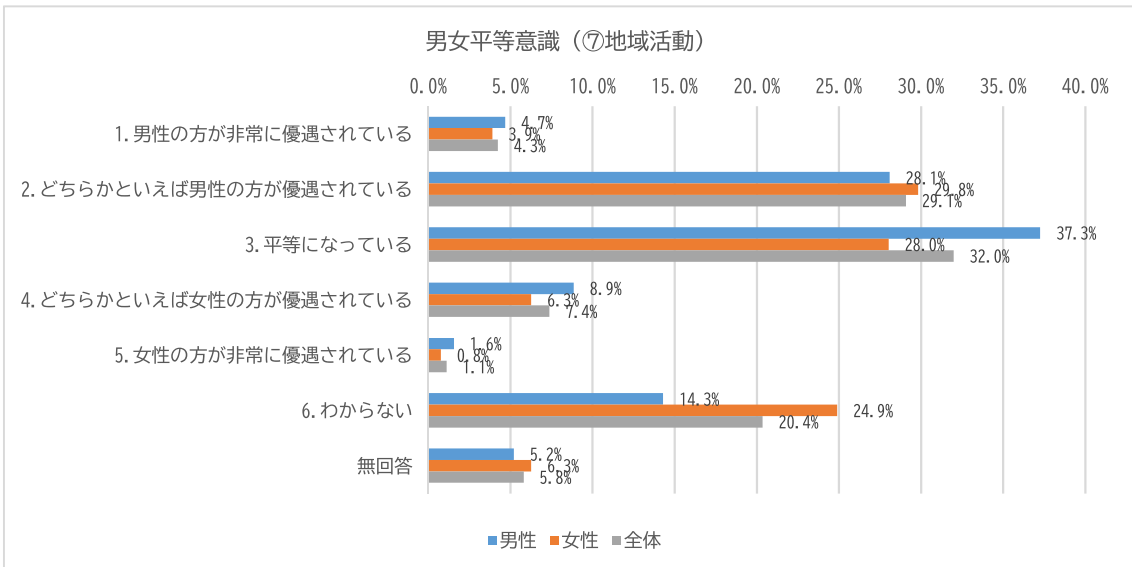
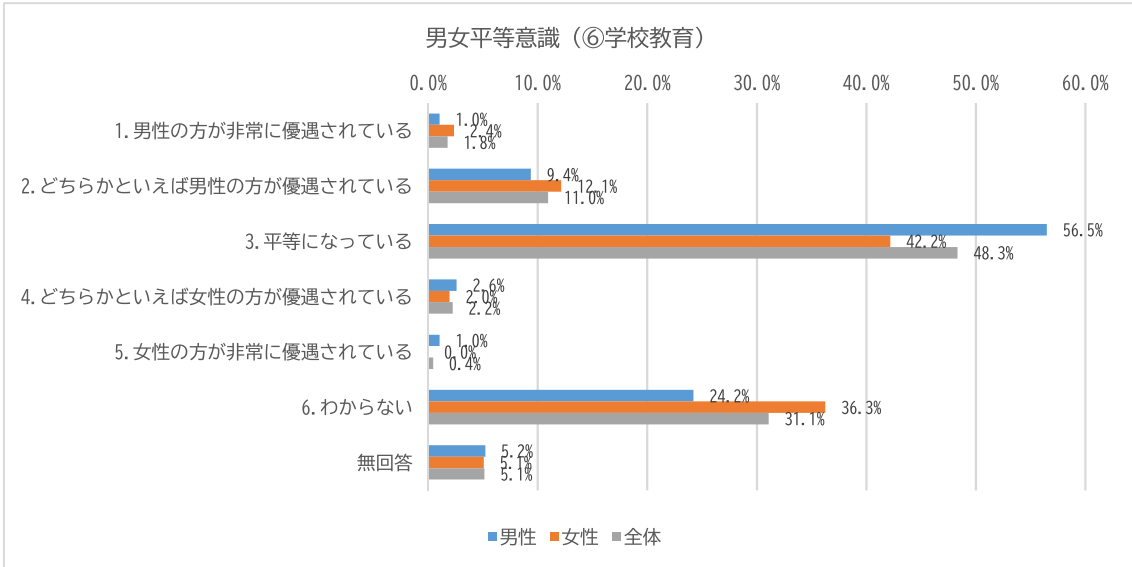
第3章 男女共同参画をめぐる現状と課題

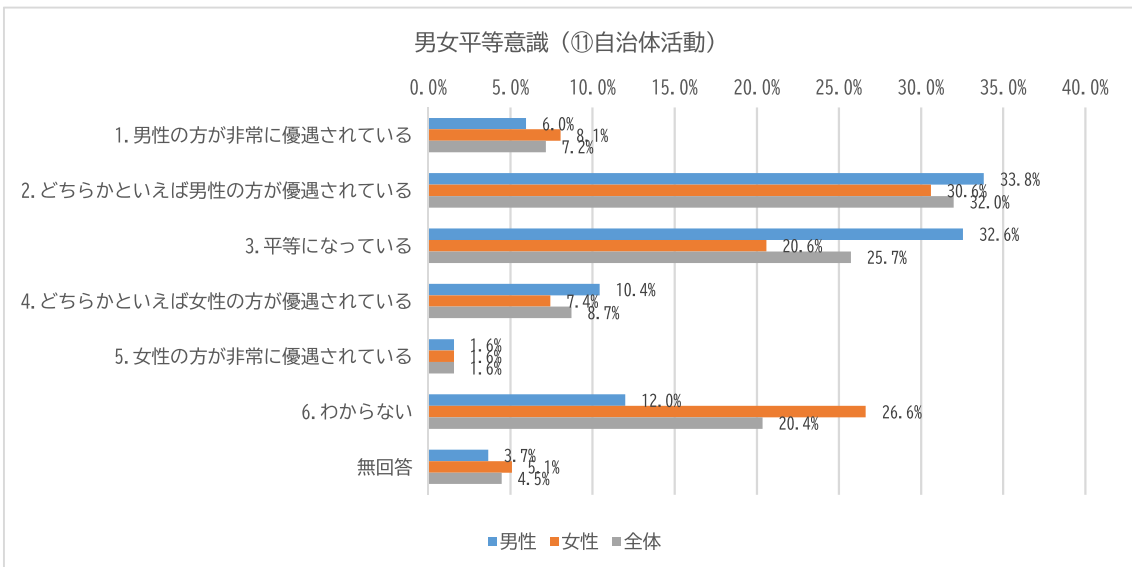
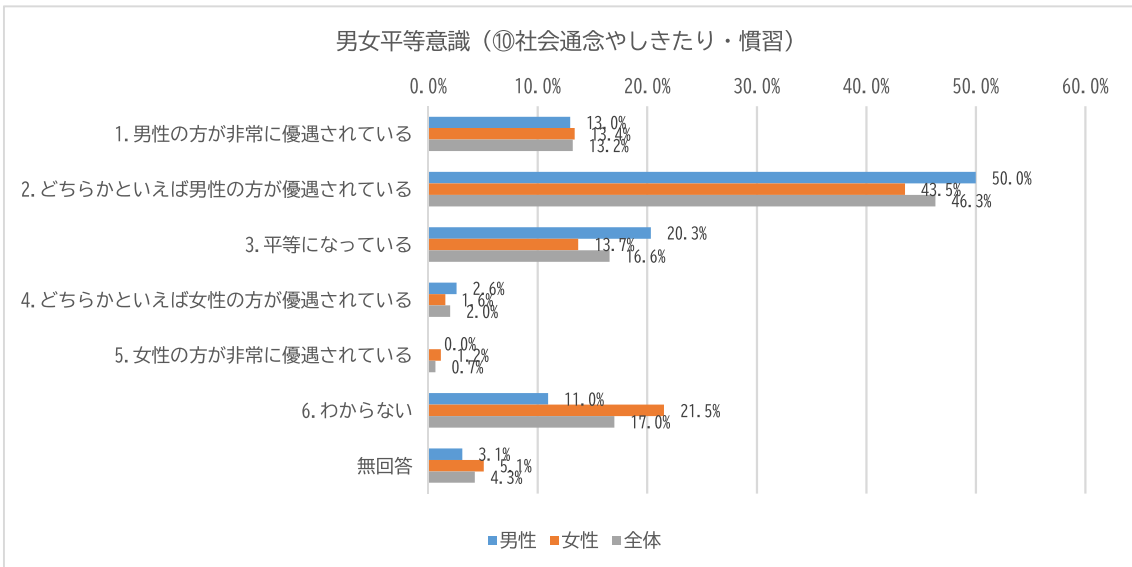
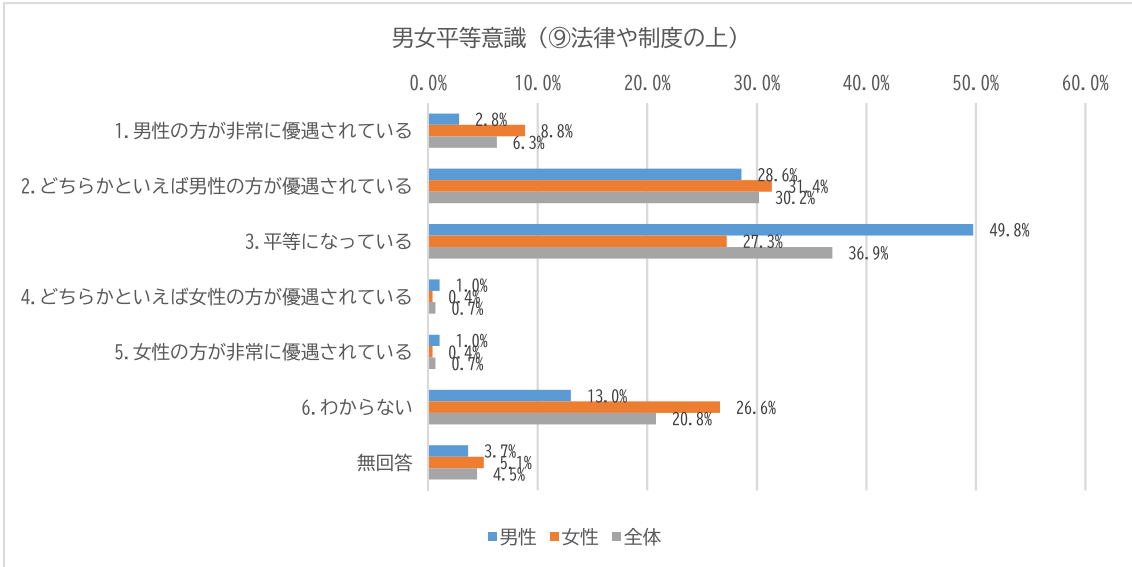
I 男女平等・男女共同参画に対する意識

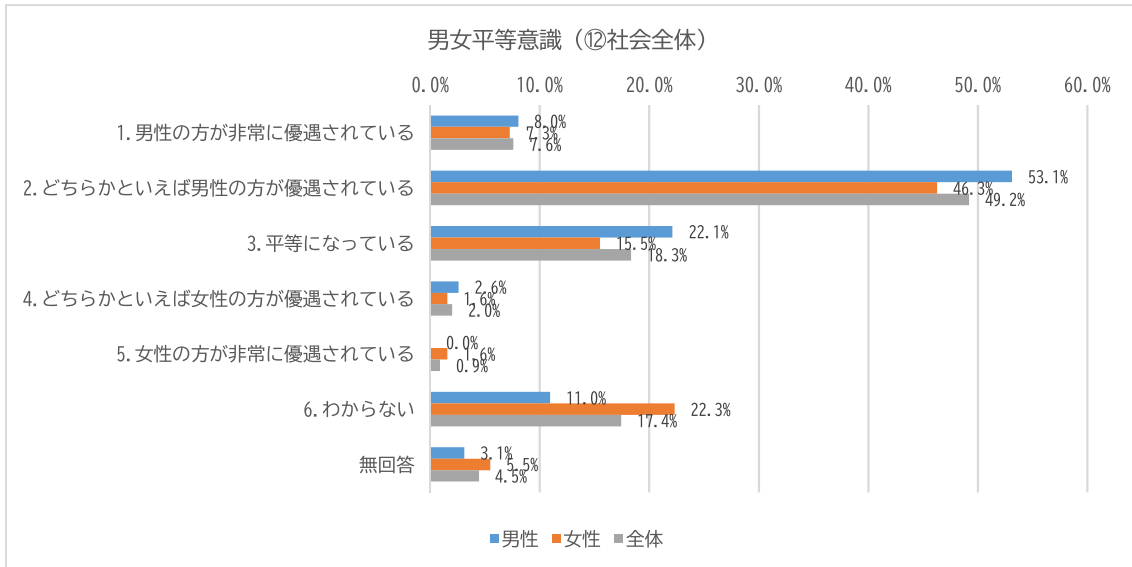
町民意識調査からは、「男女の地位は平等になっていると思いますか」という質問に対して、①家事～⑥学校教育は前回策定時にも同様の問いをしていたところ、前回より「平等になっている」の数値が改善されたのは②育児と③介護の2項目のみです。また、男女の意識の差に目を当てると、男性は全分野で前回策定時の全体より「平等になっている」と認識している一方で、女性はほとんどの分野で「平等になっている」と認識している割合が前回策定時の全体より下がっています。特に、「法律や制度の上」では男女間の乖離が顕著に表れています。











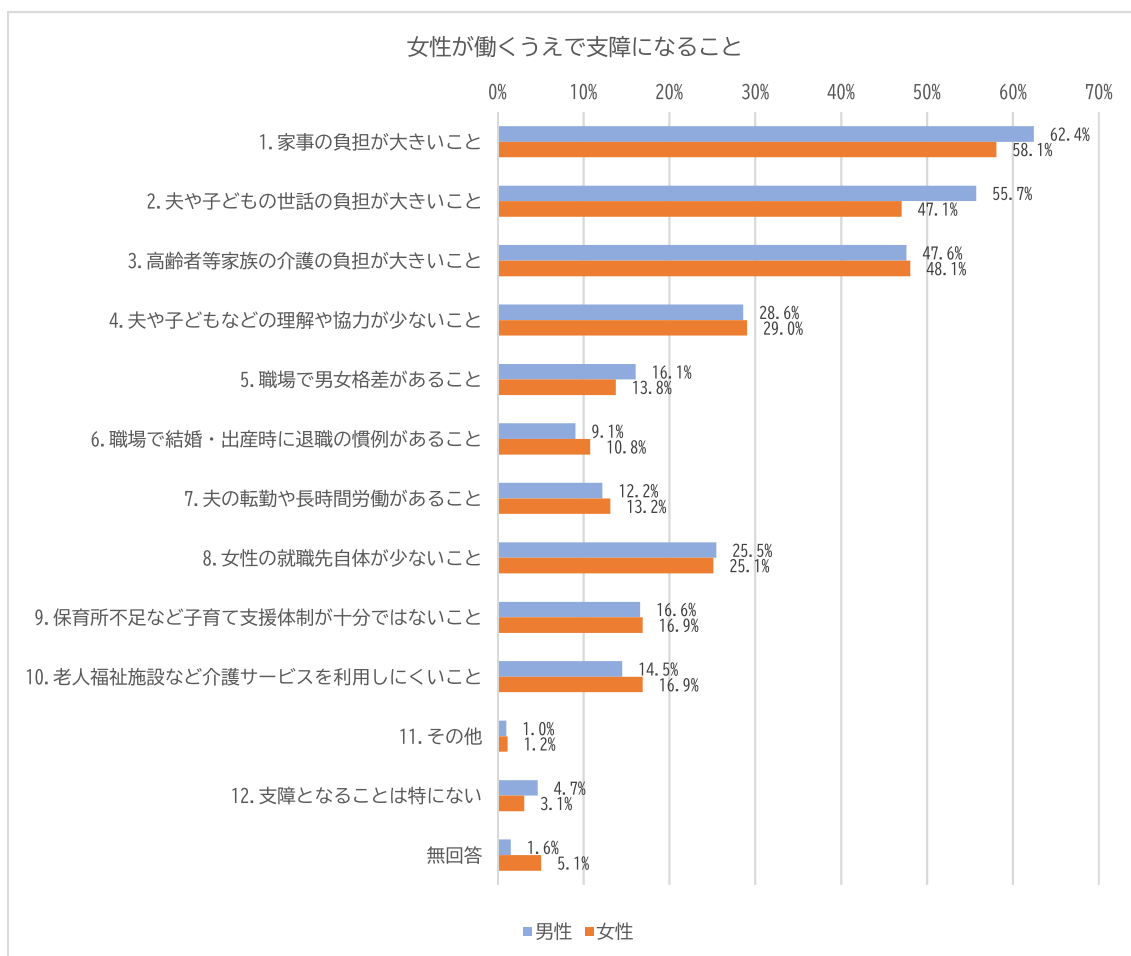
これらの結果から、男性が思う「平等」と女性が思う「平等」にはまだ乖離があることが分かるため、まずは一般的な男女平等や人権尊重に関する町民の意識を深めるため、わかりやすい広報・啓発活動を進めるとともに、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を進める必要があります。

本町では、町ホームページや町広報紙等を活用して情報発信を行うとともに、国県等のセミナーや研修の周知のほか、町全体で「男女共同参画」について考えるワークショップを実施し、定期的に町民が意識しなおす機会の創出に努めます。

II 社会における女性活躍やワーク・ライフ・バランス

国において「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年 8 月)が成立したこと受け、本町においても今後、自らの意思によって働き、又は働こうとする女性はその思いをかなえることができる社会の実現をめざし、女性の就業機会の拡大や多様な働き方への支援、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいく必要があります。「女性の働くうえで支障になること」の質問に対しては、「家事の負担が多い」「夫や子どもの世話の負担が多い」「高齢者等家族の介護の負担が多い」など、本町では、男女の地位の不平等感を女性がより感じている状況や、「夫や子どもなどの理解や協力が少ないこと」も比較的上位に位置していることから、固定的性別役割分担意識が未だに根強く個人の感覚として残っていることが伺えます。

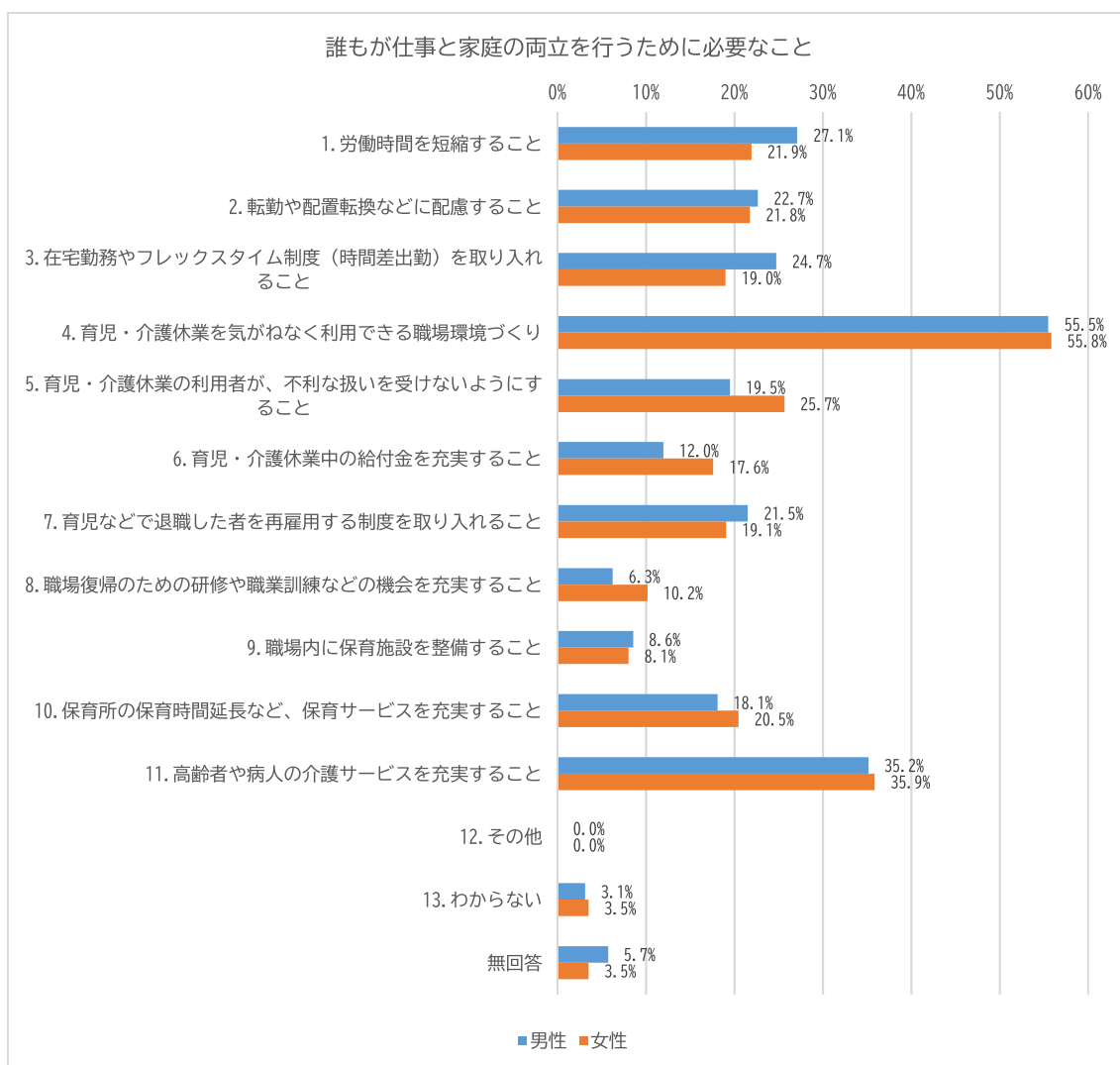
また、「女性の就職先自体が少ないこと」が比較的上位に位置しており、こちらについては個人の感覚というよりは社会的・物理的に女性が活躍する場が不足していることが見受けられ、この影響で職を求めた人口流出が生じていることも推察されます。



今後、社会通念・慣習・しきたりや固定的性別役割分担意識によって、一人ひとりが希望するライフスタイルの実現が妨げられないよう、社会全体における男女共同参画の意識の醸成を図る必要があり、就学前の子どもを持つ家庭や退職後等、ライフステージを通じて男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、身近に・気軽に・誰もが学習できる機会の創出が求められます。

このように、女性の社会進出・活躍を阻害するものが男女の認識で近似しているが、本町民がいかにすればその阻害を緩和することができるかと考えているかは次のグラフが示しています。

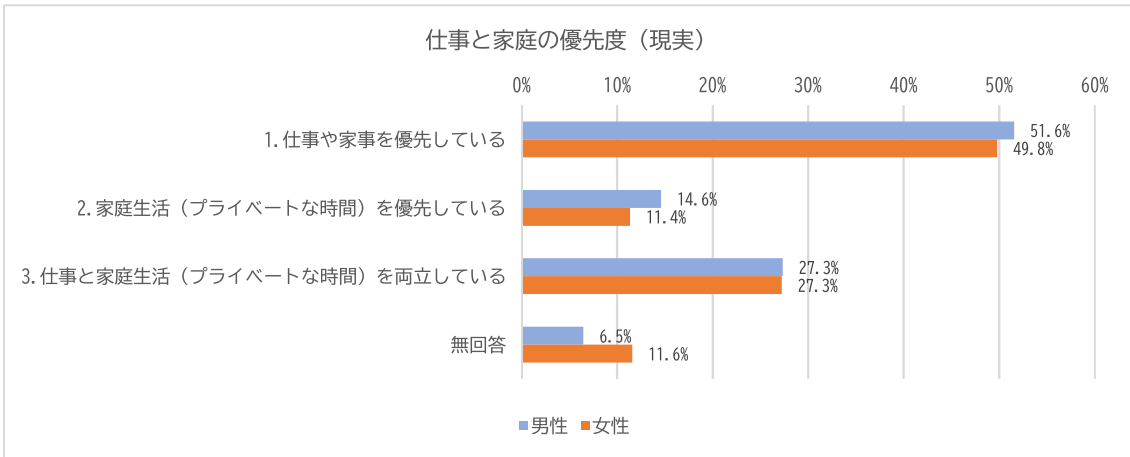
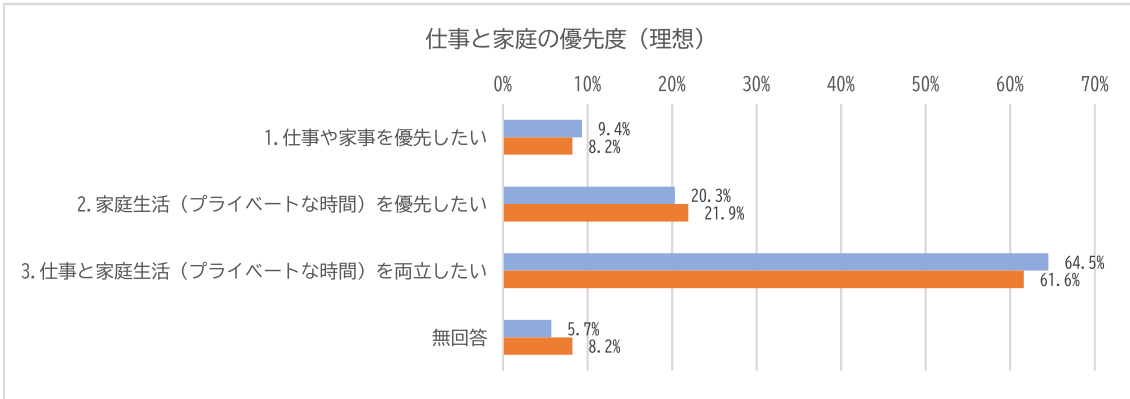
このグラフでは、選択肢を3つ選ぶことができ、男女の認識は比較的近似しています。最も多いのが育児・介護休暇を気兼ねなく利用できる職場環境づくりを目指すことであり、前回調査時も同様の質問に対して、最も多かったことから、町民は制度や環境を求めているのにも関わらず、整備が進んでないと感じていることが伺えます。



また、男女の乖離に目を当てると、男性は勤務時間や形態の改善するべきと考えている割合が女性に対して大きいのに対し、女性は職場の雰囲気や経済的要因を改善するべきと考えている割合が男性に対して大きいことが分かります。

しかしながら、仕事と子育て・介護等家庭生活の二重負担が課題になっているという意識としては男女ともに抱えています。

女性の社会進出・活躍が進んでいない理由に家事の負担が大きいことがあげられていますが、町民意識調査でも、理想としては仕事と家庭生活の両立を望んでいるものの、現実としては先述の理由にあったとおり、仕事や家事を優先する必要がある、理想と現実の乖離があるようです。



ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、企業に対しては、長時間労働を前提とした就労環境の見直し、それぞれのライフスタイルにあった柔軟な形で就労できる環境や、職場の理解促進に向けた働きかけが重要となります。また、家庭に対しても、夫婦がお互いを尊重し合いながら家事・育児・介護等を分担できるよう啓発を行うとともに、男性が育児や家事に参加することができるきっかけづくり等が重要となります。

Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境

誰もが住み慣れた地域において、いつまでも安全・安心に暮らしていける社会の実現が求められます。

全国的には、従来より、単身世帯やひとり親世帯の増加等の世帯形態、非正規労働者やニート、ひきこもりの増加等の雇用・就業状況、定住外国人の増加等のグローバル化等による生活困窮者・世帯が増加していたことが問題視されていましたが、さらに昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延や急激な円安や世界情勢から来る物価高騰による経済的な負担が上乗せされている現状があります。

本町においても、高齢化が進行する状況や全国的にみられる物価高騰等からの生活を圧

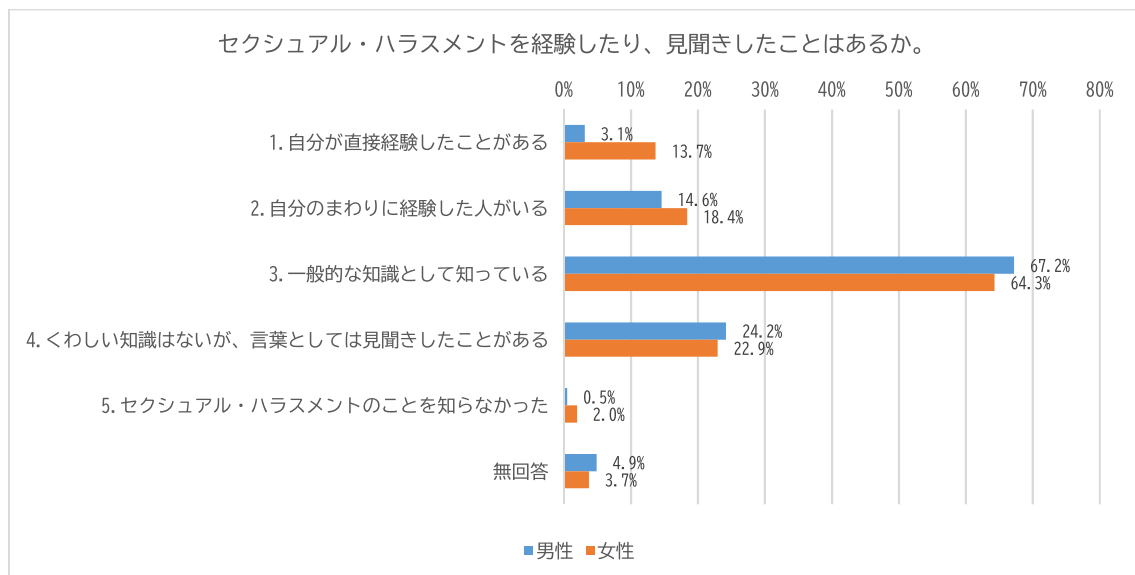
迫されている状況等を踏まえると、今後も引き続き、困難に直面する人たちの問題を、男女共同参画の視点からも解決すべき問題として認識し、取り組むことが求められます。

本町が目指す誰もが安全・安心に暮らしていける社会を実現するためには、経済的な支援も必要ですが、生活環境を整えるという意味で、生涯を通じた健康支援や災害対策、そして日常生活的一幕において、性別の違いに配慮された取組が特に重要となります。

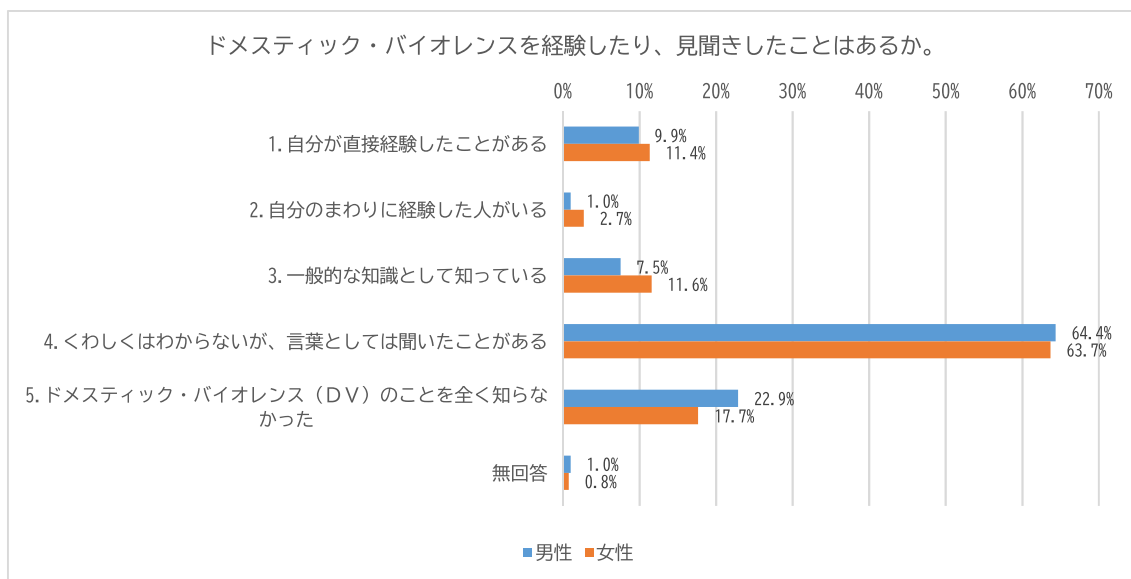
東日本大震災をはじめとした自然災害は近年、頻発化・激甚化していますが、避難を迫られた際に、女性に必要な物資の不足や洗濯物が安心して干せないなど、避難所生活に困難を強いられた事例が報告されていることから、防災や復興に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、防災等女性の視点が不足していた分野についての男女共同参画の推進が重要となります。

また、犯罪となる行為も含む、重大な人権侵害である男女間の暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重大な課題となっています。

町民意識調査からは、セクシュアル・ハラスメントを身近に感じた経験があるか、身近起こったことがない場合の意識を調査したところ、男性では17.7%が、女性では32.1%が身近に経験しています。また、セクシュアル・ハラスメントがどのようなものであるか分からないという回答が男女ともに20%を超えているというデータも出ています。

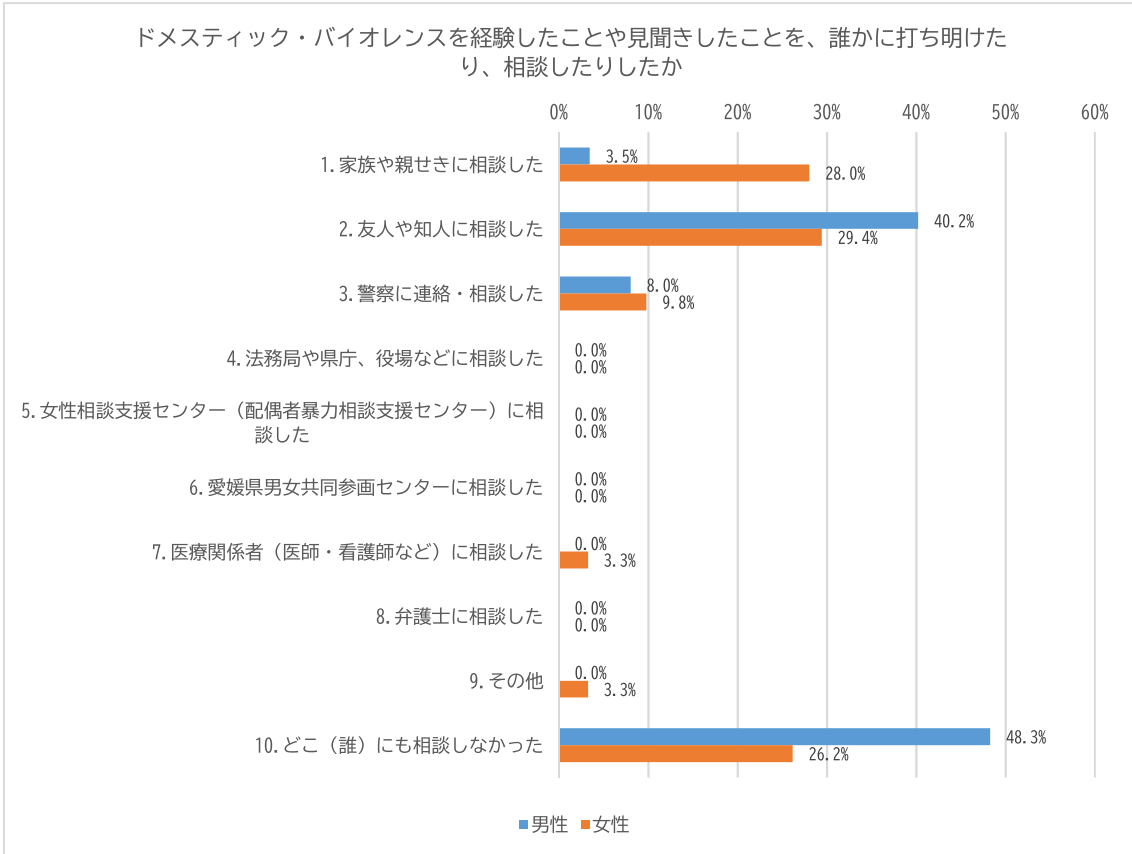


配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者からの暴力を一般的には意味するドメスティック・バイオレンスについても、身近に起こったことがある町民がいることがわかります。

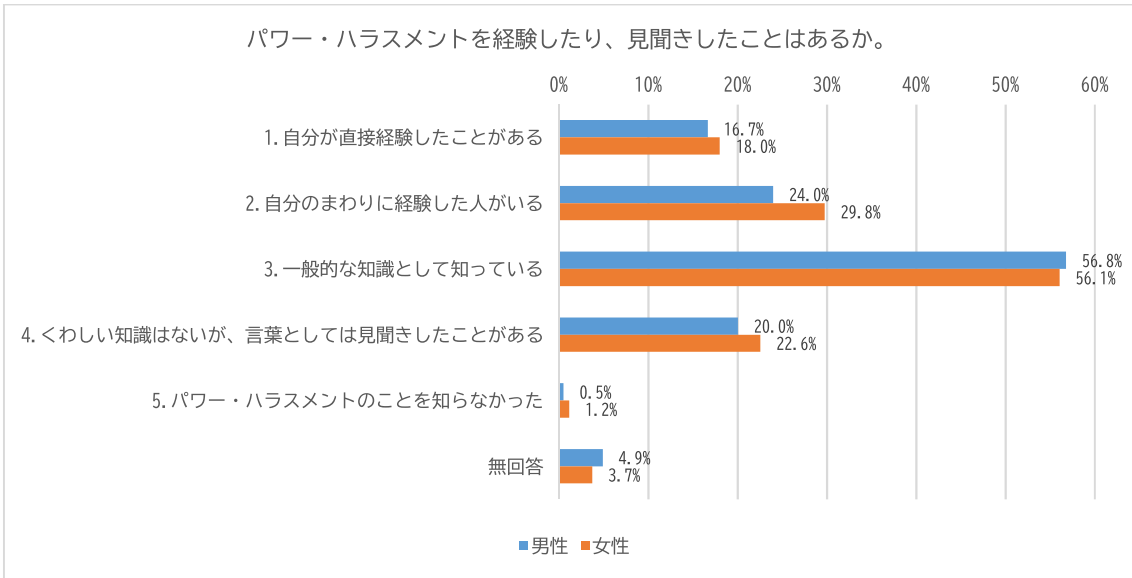


実際に自分が受けたことがある人にフォーカスすると、「どこにも相談しなかった」の割合が男女ともに3割以上になっており、相談等の対処ができなかった人が多いことがわかります。さらに、男性に至っては「どこにも相談しなかった」の割合が約5割となっており、「被害者は女性」というイメージがあるからか、周りに相談できにくいという風潮が見えてきます。さらに、男性は家族や親戚に相談しないというデータが出ており、家族や親戚に理解されないのではないかという不安を持っていることが推察されます。

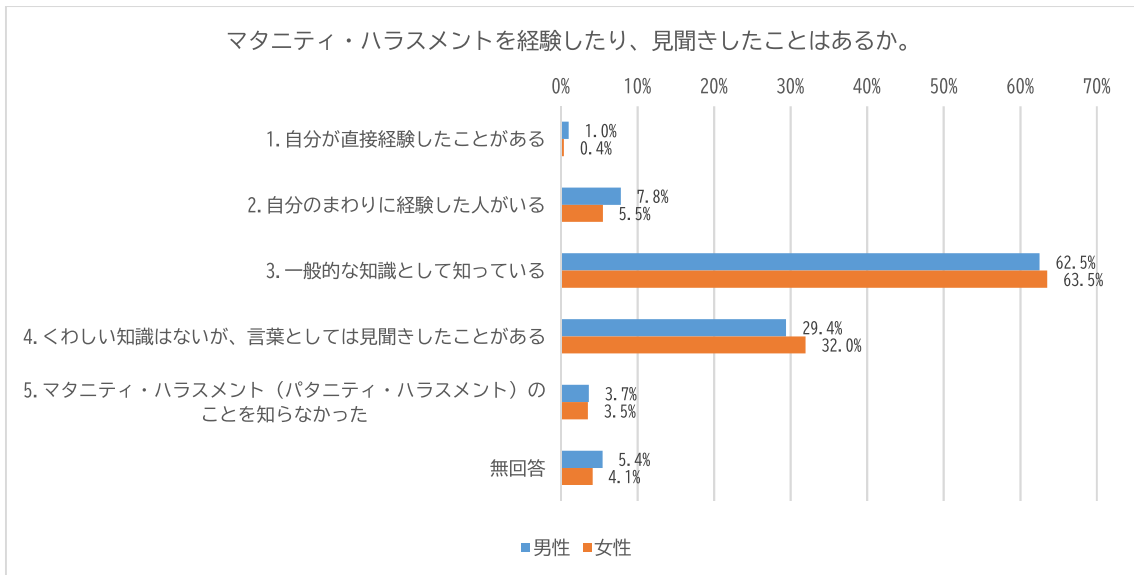
こうしたことから、現在、暴力やハラスメントのあり方が多様化してきていることから、被害者の属性や暴力の形態によってきめ細かな対応が求められます。また、被害の早期発見・早期対応に結びつけるためにも、相談窓口の周知等、相談しやすい環境づくりが重要となります。



多様化するハラスメントとして、近年、「パワー・ハラスメント」や「マタニティー・ハラスメント」の発生が顕在化しています。まず、パワハラについては、本町でも身近に感じている方が約4～5割います。ここには、数年前には問題なかったことから、現代では不適切となっているが気づかず、そういった言動をしてしまっているというのが現状です。ここには明確な境界線がないため、その言動を客観的に考慮する必要があります。

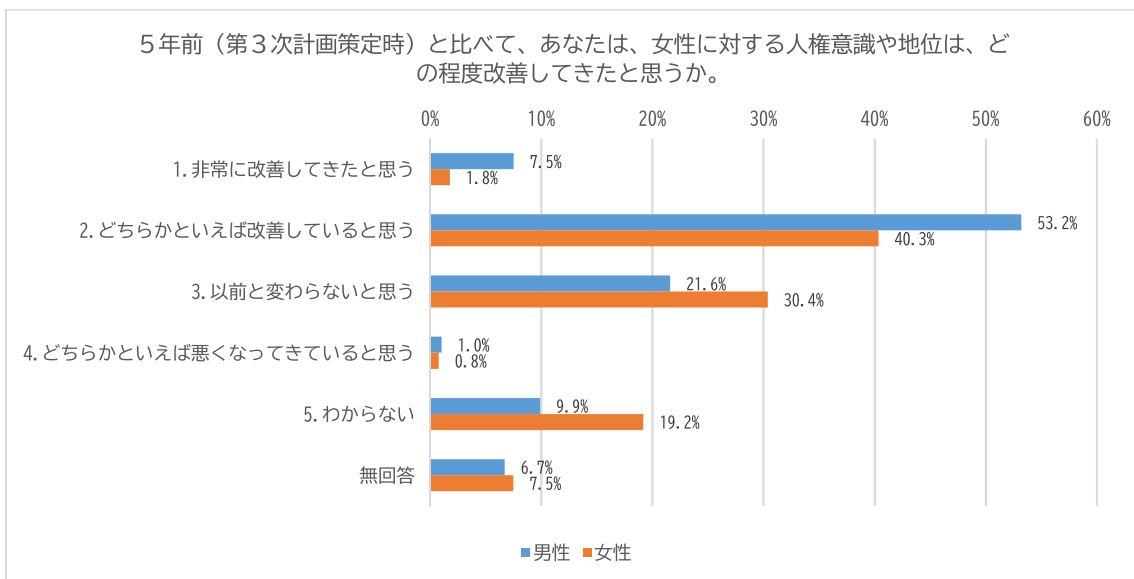


また、女性の社会進出・活躍がよりフォーカスされてきた現代でより問題視されてきた「マタハラ」ですが、こちらは「セクハラ」や「パワハラ」と比較した際、身近に経験した割合は低いものの、一定数の被害者がいることには変わりありません。こうした被害者を減らすことにより育児へのマイナスイメージを払拭することで少子高齢化の解決につながる可能性があります。



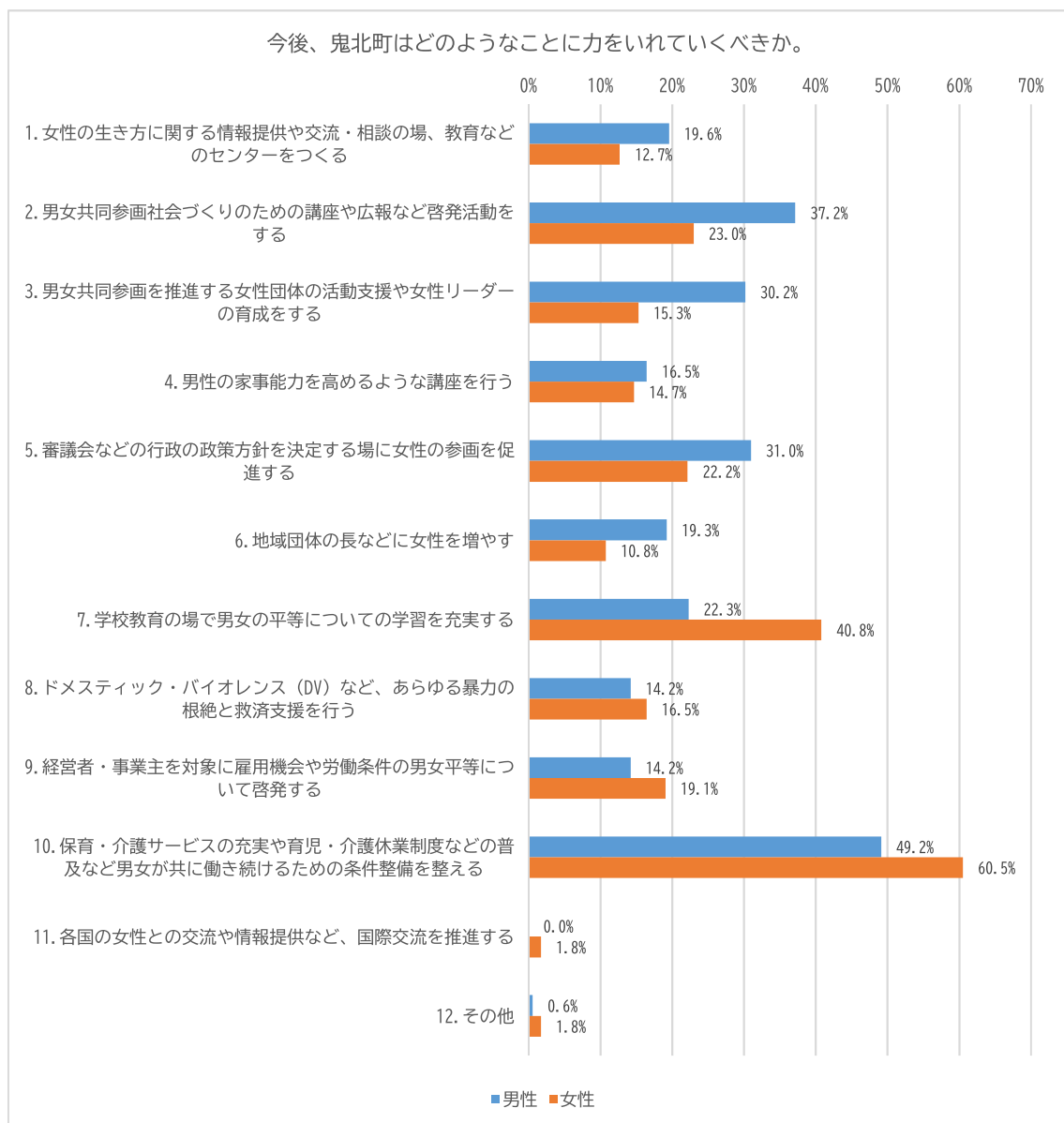
IV 総括

前回調査時と比べ、女性に対する人権意識や地位は、どの程度改善してきたかという問いに対して、改善したと回答した男性は過半数を超えているものの、女性は約4割に収まっており、女性は約3割が以前と変わらないと回答しており、これまでの古い考え方では劣勢となっていた女性の方が男性よりも改善したと実感しておらず、これまで以上に男女共同参画を啓発する必要があることを伺われます。



今後、本町が特に力を入れるべきことについて、第3次計画では「男女共同参画社会づくりのための講座や広報など啓発活動をする」「男女共同参画を推進する女性団体の活動支援や女性リーダーの育成をする」「地域団体の長などに女性を増やす」「地域のリーダーに女性を積極的に登用する」といった就労環境の改善や方針決定過程への女性参画推進、行政の率先した取組に関するニーズが高くなっていったが、今回の意識調査では前述の項目も多く選ばれていながら、「保育・介護サービスの充実や育児・介護休業制度などの普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える」が最も選ばれており、より直接的で物理的な負担を軽減することを望んでいることが分かります。

また、特に女性は「学校教育の場で男女の平等についての学習を充実する」を多く選択しており、大人になって問題視された課題を子どもには幼いころから身近に感じ、その課題等を考えることが必要と考えていることが分かります。



今後、就労、福祉、生活環境等のあらゆる分野において、誰もが平等であると認識してもらうには、様々な意見や思いを町全体で共有していく必要があります。そうした意見を十分に反映させていくためには、政策の方針決定過程への登用を男女平等となるように働きかけていくことが求められるため、まずは役場が町内企業等を率先し、職場における男女共同参画推進のモデルとなることができるよう、庁内における男女共同参画の推進に向けた積極的な取組が求められます。

さらに、男女共同参画が平準化した際に心身的な負担となりうる育児や介護をサポートすること、そして若い頃から誤ったアンコンシャス・バイアスを抱かないような環境づくりや教育が必要です。

今後は、政策の方針決定過程や行政運営の場に加え、住民自身や地域、学校から男女共同参画を推進していくため、男女共同参画に関する住民の活動や、担い手づくり、教育を推進・支援していくことが重要となることから、そうした機会の創出に取り組んでいく必要があります。

第4章 鬼北町が目指す社会

男女共同参画をめぐる現状と課題をもとに、この計画による男女共同参画の推進によって鬼北町が目指す社会は、次のとおりです。

= 鬼北町が目指す社会 =

「あらゆる場面で、性別や固定観念にとらわれず、誰もがお互いを尊重し、誰もが対等にさまざまな機会に参画できる社会」

◆基本目標◆

I 誰もが性別に関わりなく、多様な生き方やライフスタイルが選択できる社会

性別による固定的な役割に縛られることなく、それぞれの多様な価値観や生き方、個性を認め合い、自らの意思により、生き方やライフスタイルを自由に選択できる社会を目指します。

II 誰もが子育てや介護をしながら働き続けられる社会

仕事と家庭との両立を図るため、固定観念にとらわれず、誰もが家事、子育て、介護等に率先して協力し合える社会を目指します。

III 誰もがあらゆる場面で個性と能力を発揮し、活躍できるよう支えあう社会

あらゆる場面・環境において、それぞれの持つ個性と能力を十分に発揮して活躍できる機会を持てる社会を目指します。

IV 誰もが安心して暮らせる社会

高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の全ての人が、性別にかかわらず地域でいきいきと就労や社会参加ができるよう、地域社会活動の活性化や機会創出を図るとともに、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する理解が進んだ社会を目指します。

第5章 重点目標

基本目標を踏まえ、次の4つを重点目標として取り組みます。

I 誰もが性別に関わりなく、多様な生き方やライフスタイルが選択できる社会

○情報の提供及び啓発

誰もが互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、長い時間をかけて形づくられてきたアンコンシャス・バイアスによる悪影響を解消し、人権尊重の意識を醸成するための情報提供及び啓発に取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 町民への男女共同参画に関する意識啓発

各団体による推進活動等を通して、男女共同参画に関する町民の意識を深め、固定的な性別役割分担意識やジェンダーギャップ解消を図ることができるような広報や啓発に取り組みます。

(2) 男女共同参画推進のための情報提供

男女共同参画に関する様々な情報をホームページ等において発信するとともに、町内のパンフレットスタンド等にて、資料等の提供を行います。

○制度の理解促進

男女共同参画社会の形成に向けた町民の意識の醸成を図るため、様々な機会を通じた啓発を行います。また、関連する法律や制度の理解促進、本計画の周知についても取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 男女共同参画セミナーの開催

家庭や職場での男女共同参画をテーマにした出前講座や講座等の学習の機会を提供し、意識の向上に努めます。

(2) 町民向けの性的多様性に関する講習会等の開催

児童等を含めた町民に対して、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性についての理解を深めてもらうべく、勉強会等の形にとらわれず、性的マイノリティの考え方等を身近に感じてもらう機会を設けます。

○教育・保育環境の整備

男女共同参画に関する意識は、幼いころから日常生活にて触れてきたアンコンシャス・バイアス等に左右されることがあるため、誤った知識を持ったり、自分の将来や可能性を狭めてしまうことがないように、学校等における男女共同参画に関する学習機会の提供や、男女共同参画の視点に立った教育・保育環境の整備を図ります。

【具体的な取組】

(1) 保育所職員の研修の充実

幼児期から児童期への発達や学びの連続性を重視し、保育所職員を対象とした人権や個性の尊重への意識づくりを目的とした研修会を開催して、共通理解を図ります。

(2) 子どもや若い世代に合った男女共同参画学習の充実

小・中学生や高校生が、性に関する多様性や命の大切さ、家庭の役割等を学習する機会を設けます。インターネットや SNS に触れる機会が多くなっている傾向になるため、男女共同参画に関わらず、ネットリテラシーを身につけられるように取り組みます。

○職場、家庭、地域における学習機会の充実

一人ひとりの個性を尊重し合う意識が町民に浸透し、性別に関わらず多様な選択を行うことができる男女共同参画社会の実現に向け、職場、家庭、地域等のあらゆる場における教育・学習機会の充実を図ります。

【具体的な取組】

(1) 世代間協力を深める学習・教育の推進

三世代同居家族における世代間の協調のため、父母・祖父母を対象に、子育てや家族の役割分担等について啓発活動を行います。

(2) 地域活動の場での男女共同参画の啓発

公民館や自治会等の地域活動が行われている場を活用し、男女共同参画を積極的に推進します。



男女共同参画

男女共同参画局においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進のため、平成 21 年に男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

II 誰もが子育てや介護をしながら働き続けられる社会

○女性の職業能力の開発及び就業機会の拡大

働く場における女性の活躍を推進するため、女性の職業能力の開発、再就職や起業等に関する情報提供や相談、学習機会の提供等の就業機会の拡大につながる支援を行うとともに、職業生活だけでなく家庭生活も充実することの重要性を知ってもらうことにより、労働意欲の向上を推進します。

【具体的な取組】

(1) 女性の職業能力開発支援の充実

女性の主体的な職業能力の開発につながるよう、資格・技能取得のための講座等、学習機会の提供を行い支援します。

(2) 就業等の支援に関する情報提供

フルタイム勤務だけでなく、在宅ワーク、短時間勤務などあらゆる勤務形態や、退職後の再就職に関する情報提供を行うとともに、女性が職業生活と家庭生活を両立するために、ワーク・ライフ・バランスを整えるための有益な情報などを掲載した情報誌等を活用した啓発を行います。

○家庭での意識の醸成に向けた啓発や講座の実施

家庭において男女がともに家事・育児・介護に取り組む意識を持つことができるよう、家庭での意識の醸成に向けた啓発や講座を実施します。

【具体的な取組】

(1) 家庭における意識の醸成

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」といった古い考え方ではなく、「性別にとらわれずに家事・育児・介護等へ積極的に参画する」といった現代的な考え方を浸透させるべく、啓発活動を行います。

また、こうした意識の醸成には、周りの環境も影響されることから、父母・祖父母世代も対象に、家事・育児・介護での家族の役割分担等について啓発活動を行います。

○「ひめボス宣言事業所」認定制度の利用促進

鬼北町役場では新たな「ひめボス事業所宣言」を2023年9月に実施し、庁内での更なる推進や、企業に向けた啓発を行います。

【具体的な取組】

(1) 町職員研修等による啓発

職員の子育てや家庭の状況に理解を示し、仕事の効率の向上や自らの仕事と私生活を楽しむことができる環境を整備することを目的とし、研修や講演会等を行います。

(2) 認定制度の周知

愛媛県が令和5年度より新たに始動させた「ひめボス事業所宣言」認証制度を町内事業者へ周知し、男女共同参画について事業所全体で考える機会。

○企業に対する男女共同参画社会への理解に向けた働きかけ

ワーク・ライフ・バランスを実現するための仕組みを整えるため、短時間労働や育児・介護休業制度を活用しやすくなるよう、企業に対する男女共同参画社会への理解に向けた働きかけを行います。

【具体的な取組】

(1) 民間企業への啓発運動の推進

男女が平等な待遇で働き続けられる環境づくりのため、国・県・関係機関と連携しながら、民間企業への啓発活動を推進します。

(2) 民間企業での研修の募集

企業での男女共同参画研修の募集を関係機関や広報誌、町ホームページ等で行い、女性自身が管理職等への昇格を希望できるような意識づけの促進やキャリアアップ等の支援を図ります。

○男性の家事・育児参画の促進

誰もが、希望するバランスで仕事と家庭生活との両立を実現できるよう、町民のワーク・ライフ・バランスへの意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する上で重要な主体となる企業に対する啓発に努めます。また、男性の家事・育児参画の促進等、家庭における意識の醸成や、育児や介護に携わる町民の負担軽減に向けた支援制度やサービスの普及啓発を図ります。

【具体的な取組】

(1) 男性の子育て参加の促進

子育ては男女共同の責任であるという意識の確立を図るため、「育児は女性が行うもの」といった固定的性別役割分担意識や思い込みを解消するため、男性が子育てに参加できるよう、特に男性向けに「なにをしたらよいのか」といった基本的なことから、広く広報・啓発に努めます。

(2) 男性参加の子育て講座の開催

パパママ学級などにより、夫婦が協力して子育てを行う必要性について、単なる講習だけではなく、実践的な体験等を通して啓発を行い、男性の子育てへの参画を促進します。

○介助者の介護へのサービスの普及

誰もが互いに介護をしながら働き続けることができるよう、介助者の介護への負担を軽減させるためのサービス普及や、そもそも要介護者にならないための介護予防の啓発等を取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 家族介護の相談支援の強化

在宅で介護を担う人の負担軽減が図られるよう、介護サービスの内容充実を図るとともに、介護を担う悩み等の相談体制を強化します。

(2) 認知症に対する啓発

認知症に対する知識を習得し、地域全体でサポートできるよう、年8回程度、小中学校、町民、町内企業対象の講座を行います。

(3) 介護サービスの周知及び充実

介護保険や生活支援サービスを周知するため、啓発誌や広報紙等で情報提供を図るとともに、町内の実情に即したサービスの提供を随時検討します。

(4) 介護予防に関する啓発

町民が集まって、小物をつくったり、身体を動かしたり、おしゃべり等を行う機会を設け、日頃から要介護にならないように意識を学ぶ講習等を行います。

(5) 地域包括支援センターの運営

地域住民の福祉サービスに関する相談を総合的に受け付け、相談内容に応じて、関係機関等の支援や制度が利用できるように援助します。

Ⅲ 誰もがあらゆる場面で個性と能力を発揮し、活躍できるよう支えあう社会

○多様な保育サービスの普及

誰もが、子育てをしながら働き続けることができるよう、多様な保育サービスの普及に取り組めます。

【具体的な取組】

(1) 仕事と家庭生活との両立支援

誰もが、希望するバランスで仕事と家庭生活との両立が実現されるよう、育児に携わる町民の負担軽減に向けた、町内の多様な育児・保育ニーズに則った支援制度やサービスの普及啓発を図ります。

- ・放課後児童クラブ管理運営事業の充実
- ・子育て支援センター事業の充実
- ・一時預かり事業や保育時間延長、土曜保育など実情に沿った保育制度整備

○あらゆる分野における女性の活躍推進

町の審議会や農業委員会をはじめ、地域団体等における女性の参画を促進するとともに、行政が男女共同参画に関する取組を率先することができるよう、庁内における男女共同参画の環境の整備を推進します。

【具体的な取組】

(1) 町審議会等への女性の参画促進

町が設置する審議会等への女性の割合を向上させるため、庁内関係課等において審議会の新設や委員の改選時に、積極的な女性委員の登用促進を図ります。

(2) 町の女性職員の能力開発及び女性管理職の育成

女性職員のキャリア形成や能力開発、男性の意識改革をテーマとした研修等を積極的に行います。特に、役場では町内企業の模範となるよう、管理職への女性職員の登

用を積極的に行うなど、性別にとらわれず、誰もが活躍しやすい職場づくりに取り組みます。

(3) 女性農業委員の登用の促進

「農業委員会法等に関する法律」に基づき、農業委員の選出は任命制であることから、年齢・性別の偏りが生じないように、女性登用に向けた働きかけを行います。

(4) 女性農業者の育成と連携

農業に従事する女性の地位向上や経営参画に向け、女性農業者や女性認定農業者の育成を図ります。

(5) 農村地域での女性リーダーの育成とネットワーク化

女性の経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修や情報提供を推進し、さらに女性リーダー層が情報交換できるようにネットワーク化を推進します。

(6) 女性農業者の活動の支援

6次産業化、食育及び地産地消に取り組む女性生産者・団体の活動や起業を支援し、産地化やブランド化の確立を図ります。

(7) 商工業等の女性創業者への支援

女性の地位向上及び経営参画に向け、創業支援事業について商工団体等と連携し、推進します。

○女性職員のキャリア形成

職員のキャリア形成や、働きやすい環境整備に取り組むとともに、町、企業、団体等における政策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう働きかけます。

【具体的な取組】

(1) 女性の職業能力開発支援の充実

女性の起業・創業につながるよう、商工会や地域金融機関等の連携のもと支援します。

(2) 女性活躍に向けた町民への情報共有

子育て支援策の充実した事業所や女性を積極的に登用する事業所をモデル事業所として紹介し、出産後の復職についてのノウハウの共有を図ります。

○防災対策における女性の登用

町が策定する地域防災計画に男女双方の意見を反映させるために、町防災会議の委員に女性が登用されるよう働きかけます。町の設置する避難所において、運営に女性が参画でき、災害時の男女のニーズの違いに対する必要な配慮が行われるよう助言します。

【具体的な取組】

(1) 防火・消防組織における男女共同参画の促進

女性の防火知識や技術の向上を目指し、講座等を開催するほか、消防団などの活動を支援して、地域における防火・消防組織への女性の参画を促進します。

(2) 地域の防災リーダーの育成

地域の防災士を養成する講習会の開催等について周知し、助成を行います。

(3) 消防団員への女性参画促進

消防本部や消防団、関係機関と連携し、女性消防団員等の活動、活躍を町民に周知し、女性や若者などの加入を進めます。

(4) 災害時の避難所運営

トイレや浴室、更衣室等、空間の区別をするほか、生理や授乳等の女性特有の事情を鑑みた運営体制を取るべく、避難所の運営へ女性の参画を推進します。また、避難所生活が長期化し、町民による自主運営となった際に食事づくりや清掃等の特定の活動を片方の性に偏ることがないように運営体制を整えます。

IV 誰もが安心して暮らせる社会

○誰もが安心して生活するための福祉支援

高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭、生活困窮者など、様々な困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

【具体的な取組】

(1) 高齢者等の健康管理、生きがいづくりの充実

高齢者が自立し、健康に生きがいを持って生活を送ることができるよう、自主的な健康管理、介護予防への促進として、小物をつくったり、「鬼の里マーチ体操」等で身体を動かしたり、おしゃべり等を行う機会を設け、町民交流機会の創出を推進する。

(2) 支援体制の構築

認知症サポーターの養成講座の開催や、家族への支援を行い、また、生活支援コーディネーターを配置し、支え合いのネットワークづくりを図るなど相談体制の充実に向けて取り組めます。

(3) 障がい者の社会参加と自立支援

男女共同参画の視点に立った障がい者施策を推進するとともに、福祉サービスの提供や、精神障害者小規模作業所の運営を通じて、障がい者の社会参加や就労機会の提供を推進します。

(4) 子育て支援策の充実

パパママ学級を出産前のご夫婦対象に開催し、ともに協力しながら育児に取り組むことができるよう支援します。また、子育てに不安を持つ親の相談支援や父親に対する子育て意識の向上、交流の場の提供など、子育てに対する親の負担の軽減を図ります。

(5) 経済的支援の実施

医療費助成、児童手当等の各種手当の支給や保育料軽減など、子育て家庭への経済支援の充実を図るほか、昨今の物価高騰等の流れる情勢を見極め、必要に応じて低所得世帯への支援を行います。

○高齢者の被害防止活動への取り組み

高齢者が悪質商法や特殊詐欺被害に遭わないよう、地域や関係機関と一体となって情報提供を行い、被害防止活動に取り組めます。

【具体的な取組】

(1) 高齢者一人ひとりの防犯意識の向上、相談体制の整備

高齢者が悪質商法や特殊詐欺被害に遭わないよう、広報紙による掲載や町内放送による情報提供を行い、一人ひとりの防犯意識の向上、規範意識の醸成などを目的とした普及啓発活動の推進、また、専門相談員による相談体制を整え、被害防止に取り組めます。

○あらゆる暴力の根絶

性別、年齢にかかわらず誰もが互いの個性や考えを尊重し理解し合い、思いやりを持って安心して生活が送れるように、あらゆる暴力に対する問題意識を深めるための啓発や相談窓口の充実を図ります。

また、DVや性的被害防止や被害者支援等に取り組んでいる各種団体、関係機関と連携を図るとともに、被害者保護及び自立に向けた支援の充実をめめます。

【具体的な取組】

(1) DVや性的被害防止のための啓発事業の実施

広報紙やホームページ等を用いた現状や対策の周知だけでなく、セミナー等を実施し、より身近に感じてDVや性的被害防止啓発を図ります。

(2) 女性のための総合相談事業の実施

困難な問題を抱える女性支援相談窓口を設置し、関係機関等と連絡調整を行い、総合的な支援を行います。また、愛媛県による女性のための相談窓口の周知、啓発に努めます。

(3) 職場環境整備のための啓発

誰もが働き続けられる環境づくりのため、国・県・関係機関と連携しながら、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」に関する情報の収集・提供の充実を図ります。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止に向けた広報・啓発など働きやすい環境づくりを推進します。

(4) 配偶者等からの暴力防止の啓発推進

配偶者等からの暴力は、近年、身体的・精神的といった形態や性別などの観点から多様化していますが、どんな暴力であっても犯罪であり、人権を侵害する重大な問題であるという認識を町民全体へ深めるため、広報誌等の掲載による啓発活動を推進します。

さらに、将来、暴力の加害者にも被害者にもならないよう、発達段階にある若年層を対象とする教育・学習の充実を一層進めていきます。

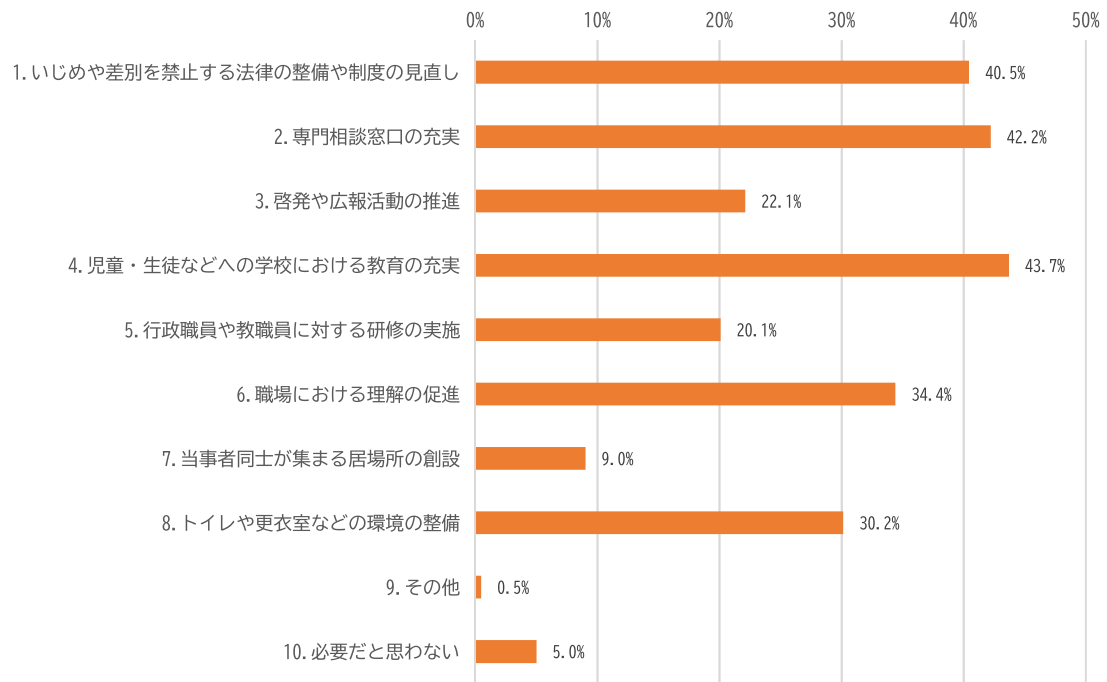
【女性に対する暴力を根絶するためのシンボルマーク】



(5) 性の多様性に関する理解増進

性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性が問われる現代で、必ずしもLGBTQ+等に関する理解が十分でないと言われていることから、国との連携を図りつつ、本町の実情に即した広報・啓発活動を行います。

LGBT等性的少数者に対する理解の促進や支援にはどのようなものが必要だと思うか（3つまで）



第6章 推進体制

I 推進体制

○推進体制の強化

(1) 鬼北町男女共同参画審議会

本町では町条例に基づき、鬼北町男女共同参画審議会を設置します。審議会は、男女共同参画社会づくりを推進するため、町民の代表者、各種団体を代表する者、学識経験を有する者で構成され設置される審議会です。町の男女共同参画基本計画を審議し、その計画に基づく男女共同参画推進状況を確認、審議するとともに、男女共同参画に関する重要な案件の審議や推進を行います。

また、男女共同参画の推進について町長に意見を述べることができます。

(2) 庁内推進体制の整備

庁内では、男女共同参画推進のための連絡網を整備し、行政相談、人権問題、社会福祉、普及教育等、関係課室が効率よく諸課題に対応できる体制づくりに努めます。

さらに、職員が男女共同参画に対する認識を高め、その視点を養い、各種施策をより一層推進するため、男女共同参画に関連する職員研修を年1回程度実施します。

○国・県・他市町・民間団体との連携体制

(1) 国・県・他市町との連携

男女共同参画の推進に関する事項は非常に広範囲にわたるため、本町の取組だけでは解決につながりません。国や県等からの情報提供をはじめ、各種男女共同参画に関する会議や事業等との連携を深めます。その中で、先進的な取組を積極的に紹介し、町内の現状と比較、今後の検討を行います。

また、県の男女共同参画社会形成のための活動の中心である「愛媛県男女共同参画センター」を積極的に活用し、情報提供、研修・交流事業への参加等、連携を図ります。

その他「新居浜市立女性総合センター（新居浜ウイメンズプラザ）」（新居浜市）や「松山市男女共同参画推進センター（コムズ）」（松山市）等、他市町の男女共同参画関連施設の活用を推進します。

(2) 町民及び各種団体等との連携体制

家庭、職場、地域社会、学校等あらゆる場において、男女共同参画の視点を反映させた取組を展開することが求められます。特に自治会や、PTA、農業団体等の民間団体等における社会制度や慣行に生きている男女の固定的な役割分担意識について、その解消に向けた自主的な取組を働きかけていきます。

II 数値目標

男女共同参画を推進するにあたり、関係する施策を確実に実施していくため、数値目標を設定します。数値目標を設定することにより、現状や施策の推進状況を分かりやすく示し、本計画の着実な推進を図ります。毎年度の進捗状況について進行管理を行い、総合的・計画的に推進します。

なお、推進施策であっても、本町が策定した他の計画等で既に数値目標が設定されている場合は、それぞれの計画で男女共同参画の一側面を持って推進することが重要であるとの考えから、本計画での数値目標には含めず、それぞれの計画で推進していくこととします。

推進施策の期間は、令和6年度から10年度までの5年間とし、以降は本計画の実施状況の把握と評価を行い、本計画の見直しと充足を図り、また、社会状況の変化に対応するものとしてします。

よって、目標設定は令和10年度とし、以後、国及び県の情勢や社会状況等を勘案して数値目標の見直しを実施していきます。

番号	内容	第3次 目標	H35(R5) 調査時	第4次 目標	備考
1	男女が平等と感じる人の割合	25.0%	18.3%	25.0%	県計画
2	固定的な性別役割意識を持っている人の割合	* 新規項目	23.5%	10.0%	
3	審議会等の女性割合	35.0%	26.0%	35.0%	県計画 町長期総合計画
4	自治会・PTA会長の女性登用	15.0%	7.1%	15.0%	町長期総合計画
5	防災士の女性割合	15.0%	17.5%	20.0%	県計画 町長期総合計画
6	認定農業者に占める女性の割合	* 再掲項目	11.3%	20.0%	県計画 町長期総合計画
7	鬼北町職員の女性管理職の割合	* 新規項目	22.5%	30.0%	県計画 町長期総合計画
8	女性消防隊員数	* 新規項目	17人	21人	
9	女性起業活動者数	年20件	年16件	年20件	町長期総合計画
10	町内におけるひめボス宣言事業者数	* 新規項目	1事業所	4事業所	

※第2次鬼北町長期総合計画策定時からの実情に合わせた数値目標としており、数値を一部修正しております。

資料編

○用語解説集

・アンコンシャス・バイアス

「無意識」を意味する「unconscious」と「偏見」を意味する英単語「bias」を組み合わせた単語で、特定の場面に限らず、日常生活や職場などさまざまな場面で無意識に生じる特定の人やグループに対しての肯定的または否定的な見方。

・イクメン

「イクメン」とは「子育てする男性(メンズ)」の略語。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を申請する」「育児を趣味と言ってはばからない」など、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を指す。実際には、育児に積極的に参加できていなくても、将来的にそうありたいと願う男性も含まれる。

・インクルーシブ

包含しているさま。すべてを含んでいるさま。包括的。

・合計特殊出生率

1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子供の数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計である。出生率としては、人口1000人あたりの1年間の出生数の割合である。

・ショートステイ

ショートステイとは、児童や障がい児・者、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスのことである。

・女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成27年8月28日に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向

けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

・女性認定農業者

認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）は、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことである。担い手農業者（にないてのうぎょうしゃ）とも呼ばれる。

農作業に従事する女性のうち、給与や報酬を受け取っている者は5割にとどまっており、今後、女性の役割が適正に評価されるとともに、男性の協力を得ることで女性の農業への参画が一層促進されることが期待される。

・ジェンダー

先天的・身体的・生物学的に個体が具有する性別に対し、「社会的・文化的に形成された性別」をジェンダーという。

・生残率

n年の男女、年齢 $x \sim x+4$ 歳の人口が、5年後の $n+5$ 年に $x+5 \sim x+9$ 歳として生き残っている率。

・セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域活動等において、相手の意に反した攻撃的で屈辱的な性的言動や勧誘により、仕事等をしていく上で、一定の不利益を与えたり、環境を悪化させることをいう。

・男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

・男女雇用機会均等法

正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。

・地域包括センター

地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんセンター）は、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。各区市町村に設置される。2005年の介護保険法改正で制定された。

基本的な考え方は在宅介護支援センターの全国組織の報告書にその原型を見ることができ

る。

・DV防止法

《「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の通称》配偶者や恋人による暴力を防止することを目的とした法律。被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができ、それに違反した加害者である配偶者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる。平成13年（2001）4月成立。配偶者暴力防止法。DV法。

・デートDV

交際中の異性への暴力行為。なぐる、けるといった身体的な暴力のほか、罵倒（ばとう）する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。

・パワー・ハラメント

社会的な地位の強い者（政治家、会社社長・役員、大学教授など）が、「自らの権力（パワー）や立場を利用した嫌がらせ」のこと

・ポジティブアクション

日本では、アファーマティブ・アクション（affirmative action）の中で、特に女性に対する積極的改善措置のことを、「ポジティブ・アクション（positive action）」と呼び、厚生労働省が中心となって女性の活躍や男女格差解消を推進している[5][6]。ポジティブ・アクションは、英語の affirmative action（肯定的措置）と positive discrimination（肯定的差別）を組み合わせで造語した和製英語である。

・マタニティー・ハラメント

マタニティハラメント（和製英語：maternity harassment）とは、職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせを指す言葉。俗称は、マタハラ。英語で妊娠に対する差

別に関しては「Pregnancy discrimination」が使用されるが、日本における状況を報道する際に英文メディアでは「maternity harassment」が使われた。

・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渊内閣

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、

基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければなら

らない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改

正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○鬼北町男女共同参画推進条例

平成 19 年 3 月 20 日

条例第 4 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきており、鬼北町においても、男女の人権尊重を基本とした様々な施策を実施してきた。

しかしながら、現実の社会では、家庭、地域、学校、職場その他社会の様々な分野において、性別による固定的、差別的な役割分担意識やそれに基づいた社会慣行など男女共同参画社会の実現を妨げる要因は、依然として根強く残っている。

近年、社会的環境も変化し、とりわけ、少子化、高齢化、国際化、高度情報化、労働環境等の変化の中で、すべての町民が平和で豊かに暮らしていくためには、男女が社会の対等な構成員として様々な分野に参画し、共に利益を享受し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要である。

このようなことから、本町は、性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向け、町、町民、事業者及び教育関係者が協働して、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における意思決定の場に自らの意思を持って活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、

その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者及び身近な立場の人からの身体的、心理的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が合理的理由のない性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度及び慣行等が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動を行うことができるようにすること。

(4) 男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

(5) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を重要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するように努めるとともに、前条の規定により町が実施する男女共同参画推進施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するように努めるととも

に、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するように努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会を確保するように努めなければならない。

3 事業者は、職場における活動と家庭生活における活動との両立を支援するための就労環境を整備するように努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 家庭教育、学校教育、職場教育、社会教育その他のあらゆる場面において教育に携わるものは、基本理念に基づき、男女共同参画の重要性について理解を深める教育を行うように努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第8条 何人も、直接的又は間接的を問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報の公表に際しての留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他性差別を助長する表現を行わないように努めなければならない。

(基本計画)

第10条 町長は、男女共同参画推進施策を総合的に実施するため、基本計画を策定するものとする。

2 町長は、基本計画の策定に当たっては、鬼北町男女共同参画審議会の意見を聴き、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 町長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(広報及び啓発活動)

第11条 町は、町民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

(苦情等の処理)

第12条 町民は、町が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情又は意見がある場合は、その旨を町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに対応するとともに、必要に応じて、鬼北町男女共同参画審議会に諮問し、適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 町は、男女共同参画推進施策を実施するため必要な調査研究を行うものとする。

2 事業者は、男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査に協力するように努めなければならない。

(実施状況の公表)

第14条 町長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画推進施策の実施状況について、公表するものとする。

(男女共同参画審議会)

第15条 男女共同参画を円滑に推進するため、鬼北町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第10条及び第12条の規定による諮問に応じ、男女共同参画の推進に関し必要な事項について調査、審議する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表し

なければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負

傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞

しゆう

恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学

校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した

書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所

は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、

当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を

尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

被害者

被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項

配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項

配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

〇民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五法律五三)抄

（政令への委任）

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九

十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生
活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本
法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推
進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかに
するとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推
進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速
かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国
民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現す
ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針

となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三

十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令

で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条線下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生

活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖

繩振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若し

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十

八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年五月二十三日)

(法律第二十八号)

第百九十六回通常国会

第四次安倍内閣

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律をここに公布する。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(令三法六七・一部改正)

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の

協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(令三法六七・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(令三法六七・一部改正)

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(令三法六七・一部改正)

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(令三法六七・追加)

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(令三法六七・旧第五条線下・一部改正)

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令三法六七・旧第六条線下・一部改正)

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(令三法六七・旧第七条線下・一部改正)

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令三法六七・追加)

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(令三法六七・旧第八条線下・一部改正)

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(令三法六七・旧第九条線下・一部改正)

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年六月一六日法律第六七号）

この法律は、公布の日から施行する。

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(令和五年六月二十三日)

(法律第六十八号)

第二百一十回通常国会

第二次岸田内閣

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律をここに公布する。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的

指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様

性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

鬼北町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査 結果（2023年2-3月実施）

問1. 性別について

選択肢	回答数	構成比
1. 男性	190	42.5%
2. 女性	253	56.6%
3. 無回答	4	0.9%

問2. 居住地について

選択肢	回答数	構成比
1. 近永	168	37.6%
2. 好藤	58	13.0%
3. 愛治	47	10.5%
4. 三島	48	10.7%
5. 泉	66	14.8%
6. 日吉	58	13.0%
7. 無回答	2	0.4%

問3. 年齢

選択肢	回答数	構成比
1. 18～19歳	6	1.3%
2. 20～24歳	5	1.1%
3. 25～29歳	6	1.3%
4. 30～39歳	25	5.6%
5. 40～49歳	43	9.6%
6. 50～59歳	56	12.5%
7. 60～69歳	94	21.0%
8. 70歳以上	206	46.1%
9. 無回答	6	1.3%

問 4. 職業について

選択肢	回答数	構成比
1. 農林水産業の自営業主	36	8.1%
2. 農林水産業の家族従事者	19	4.3%
3. 商工・サービス業の自営業主	16	3.6%
4. 商工・サービス業の家族従事者	5	1.1%
5. 自由業（開業医・弁護士・芸術家など）	1	0.2%
6. 会社員	71	15.9%
7. 公務員	29	6.5%
8. パート・アルバイト・派遣・臨時など	54	12.1%
9. 家事専業	58	13.0%
10. 学生	9	2.0%
11. 無職	137	30.6%
12. その他	8	1.8%
13. 無回答	4	0.9%

問 5. 結婚について

選択肢	回答数	構成比
1. 既婚	307	68.7%
2. 未婚	59	13.2%
3. 離別・死別	72	16.1%
4. 無回答	9	2.0%

問 5. 結婚についての男女比

男性

選択肢	回答数	構成比
1. 既婚	140	31.3%
2. 未婚	33	7.4%
3. 離別・死別	17	3.8%
4. 無回答	0	0.0%

女性

選択肢	回答数	構成比
1. 既婚	166	37.1%
2. 未婚	25	5.6%
3. 離別・死別	55	12.3%
4. 無回答	7	1.6%

問 6. (問 5 で 1 と回答した方に) 共働きの状況について

選択肢	回答数	構成比
1. 共働きである	135	44.0%
2. 共働きではない	164	53.4%
3. 無回答	8	2.6%

問 7. 同居家族について

選択肢	回答数	構成比
1. 単身世帯 (ひとり暮らし)	69	15.4%
2. 一世代世帯 (夫婦ふたり暮らし)	155	34.7%
3. 二世帯世帯 (夫婦と子など)	147	32.9%
4. 三世帯世帯以上 (夫婦と子と孫など)	28	6.3%
5. その他	26	5.8%
6. 無回答	22	4.9%

問 8. 同居している子どもについて (問 7 で 3~5 と回答した方) (複数回答可)

選択肢	回答数	構成比
1. 未就学の子どもがいる	22	8.8%
2. 小学生の子どもがいる	27	10.8%
3. 中学生の子どもがいる	20	8.0%
4. 高校生以上の子どもがいる	85	34.0%
5. 同居している子どもはいない	80	32.0%
6. 無回答	16	6.4%

問9. 今の鬼北町の現状をみて、次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか

9-①家事

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	78	17.4%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	211	47.2%
3. 平等になっている	50	11.2%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	22	4.9%
5. 女性の方が非常に優遇されている	14	3.1%
6. わからない	56	12.5%
7. 無回答	16	3.6%

9-②育児

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	64	14.3%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	172	38.5%
3. 平等になっている	58	13.0%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	33	7.4%
5. 女性の方が非常に優遇されている	19	4.3%
6. わからない	77	17.2%
7. 無回答	24	5.4%

9-③介護

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	66	14.8%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	160	35.8%
3. 平等になっている	72	16.1%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	21	4.7%
5. 女性の方が非常に優遇されている	18	4.0%
6. わからない	87	19.5%
7. 無回答	23	5.1%

9-④就職や採用

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	28	6.3%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	151	33.8%
3. 平等になっている	134	30.0%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	2	0.4%
5. 女性の方が非常に優遇されている	2	0.4%
6. わからない	106	23.7%
7. 無回答	24	5.4%

9-⑤職場

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	33	7.4%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	139	31.1%
3. 平等になっている	132	29.5%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	10	2.2%
5. 女性の方が非常に優遇されている	2	0.4%
6. わからない	107	23.9%
7. 無回答	24	5.4%

9-⑥学校教育の場

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	8	1.8%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	49	11.0%
3. 平等になっている	216	48.3%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	10	2.2%
5. 女性の方が非常に優遇されている	2	0.4%
6. わからない	139	31.1%
7. 無回答	23	5.1%

9-⑦地域活動の中

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	19	4.3%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	130	29.1%
3. 平等になっている	143	32.0%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	33	7.4%
5. 女性の方が非常に優遇されている	5	1.1%
6. わからない	91	20.4%
7. 無回答	26	5.8%

9-⑧議会や政治の場

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	71	15.9%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	193	43.2%
3. 平等になっている	63	14.1%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	1	0.2%
5. 女性の方が非常に優遇されている	4	0.9%
6. わからない	95	21.3%
7. 無回答	20	4.5%

9-⑨法律や制度の上

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	28	6.3%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	135	30.2%
3. 平等になっている	165	36.9%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	3	0.7%
5. 女性の方が非常に優遇されている	3	0.7%
6. わからない	93	20.8%
7. 無回答	20	4.5%

9-⑩社会通念やしきたり・慣習

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	59	13.2%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	207	46.3%
3. 平等になっている	74	16.6%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	9	2.0%
5. 女性の方が非常に優遇されている	3	0.7%
6. わからない	76	17.0%
7. 無回答	19	4.3%

9-⑪自治会活動

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	32	7.2%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	143	32.0%
3. 平等になっている	115	25.7%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	39	8.7%
5. 女性の方が非常に優遇されている	7	1.6%
6. わからない	91	20.4%
7. 無回答	20	4.5%

9-⑫社会全体

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の方が非常に優遇されている	34	7.6%
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	220	49.2%
3. 平等になっている	82	18.3%
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている	9	2.0%
5. 女性の方が非常に優遇されている	4	0.9%
6. わからない	78	17.4%
7. 無回答	20	4.5%

問 10. 家庭での家事分担について

選択肢	回答数	構成比
1. 家事の内容に関係なく分担している	32	7.2%
2. 家事の内容に関係なくおよそ分担している	61	13.6%
3. 家事の内容により限定して分担している	128	28.6%
4. 分担していない	188	42.1%
5. 無回答	38	8.5%

問 11. 家事分担についての考え

選択肢	回答数	構成比
1. 家事は女性の仕事であり、男性はしなくてよい	5	1.1%
2. 家事は女性の仕事であるが、男性も手伝う程度はするべきだ	100	22.4%
3. 家事は男性も分担するべきであるが、現実には難しい	136	30.4%
4. 家事は家族全員の仕事であり、男女が分担して行うべきだ	180	40.3%
5. その他	15	3.4%
6. 無回答	11	2.5%

問 11 でその他と回答した人の意見

- ・ 分担となると負担に思うのでできる方がやればいい
- ・ その日の都合でできることをやっている
- ・ 外回りのことも家事と考えればそれなりに分けている。逆に外回りでも女性ができることはあるが、妻は外のことは一切気にしていないのでこちらがやっている。
 トラブルにはなっていないのでこれで良いと思っている。
- ・ 家事は女性の仕事と決めつける事がおかしい
- ・ やりたい方がやればいい

問 12. 男性の家事・育児・介護への参加が遅れている原因について

選択肢	回答数	構成比
1. 男性の仕事が忙しすぎる	64	14.3%
2. 男性の意識に問題がある	263	58.8%
3. 男性が家事・育児・介護等の技能を修得する機会がない	62	13.9%
4. 世間体を気にする	20	4.5%
5. その他	21	4.7%
6. 無回答	17	3.8%

問 12 でその他と回答した人の意見

- ・長時間労働である
- ・社会の意識、制度に問題がある
- ・男性が家計の中心となっていれば仕事に力を入れなければならない。男女とも正規となれば分担するのが当然だがそこはケース by ケースだろうと感じる
- ・各家庭の現状による
- ・本人の気持ち次第
- ・制度的なものが少ない
- ・必要があれば男女関係なくやらねばならぬのではないか
- ・休みを得る風潮や制度に乏しい
- ・コミュニケーション不足

問 13. 男女不平等が生じる原因（複数回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. 男女の身体的・生理的な違い	177	39.6%
2. 男女の役割についての固定観念	284	63.5%
3. 社会通念やしきたり・慣習	235	52.6%
4. 法律や制度上の差	47	10.5%
5. 働く上での有利・不利	145	32.4%
6. 男女差の自覚やお互いの理解の不足	241	53.9%
7. その他	3	0.7%
8. 男女不平等な点はない	7	1.6%
9. わからない	25	5.6%
10. 無回答	11	2.5%

問 13 でその他と回答した人の意見

- ・ 給与格差
- ・ 世代間ギャップ

問 14. より女性が活躍すべきだと思う役職や公職は？（複数回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. 区長	88	19.7%
2. PTA 会長	91	20.4%
3. 職場の管理職	209	46.8%
4. 県や町の審議会等の委員	187	41.8%
5. 知事や町長	121	27.1%
6. 国・県・町の議会議員	250	55.9%
7. その他	11	2.5%
8. 男女不平等な点はない	19	4.3%
9. わからない	77	17.2%
10. 無回答	10	2.2%

問 14 でその他と回答した人の意見

- ・ 総理大臣
- ・ どの役職においても、女性がというより性別関係なく優秀な人が活躍できるようになれば良いと思う。
- ・ 道の駅など
- ・ 全てがそうだと思う
- ・ スポーツの指導者
- ・ 男女関係なくやれる方がやればいい

問 15. 女性の望ましい働き方について

選択肢	回答数	構成比
1. 結婚や出産の有無に関わらず仕事を続ける（産休・育休を取得する場合を含む）	218	48.8%
2. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事を続ける	79	17.7%
3. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事を続ける	67	15.0%
4. 出産するまでは仕事をするが、子どもができれば家事や育児に専念する	27	6.0%
5. 結婚するまでは仕事をして、結婚後は家事に専念する	11	2.5%
6. 仕事をしない	2	0.4%
7. その他	28	6.3%
8. 無回答	15	3.4%

問 15 でその他と回答した人の意見

- ・ その家の都合による
- ・ その人個人の自由でよいと思う。（自由に選択できれば良いと思う。）
- ・ 人により条件が違うので何とも言えない
- ・ 理想ない。女性側の意見を尊重したい
- ・ 条件が多すぎてわからない
- ・ 家庭環境により異なる
- ・ 本人のしたいようにする
- ・ 本人が希望するものでどれが望ましいかはわからない
- ・ 子供が3歳ぐらい迄は母親として育児に関わり、その後は夫婦で考え仕事復帰をすればいいのでは
- ・ 本人の自由。共働きは社会的に必要なだから（金銭面で）
- ・ 人それぞれ自分の考えによると思う
- ・ 男性が決めることではない。女性がやりやすいように考えること。
- ・ 働きたいが勤務時間はその時その時では
- ・ その時の環境で答えは変わる
- ・ 女性一人一人が決めることなので答えられない。

問 16. 家庭と仕事の両立はできているか

選択肢	回答数	構成比
1. 思う	139	31.1%
2. 思わない（家庭が優位）	35	7.8%
3. 思わない（仕事が優位）	85	19.0%
4. どちらともいえない	109	24.4%
5. わからない	34	7.6%
6. その他	24	5.4%
7. 無回答	21	4.7%

問 16 でその他と回答した人の意見

- ・子どもが一人の場合は両立できる
- ・仕事をしていない
- ・本人の考えとか家庭の事情により両立を考えたらいいと思う
- ・学生
- ・仕事をしていた時はできていたと思う。今は退職して家事のみ

問 17. 家庭と仕事の両立する条件について

選択肢	回答数	構成比
1. 労働時間の短縮	58	13.0%
2. 周囲の理解	135	30.2%
3. 子育て支援制度の充実	82	18.3%
4. 家事等の男女の協力	128	28.6%
5. 復帰後の処遇	18	4.0%
6. その他	11	2.5%
7. 無回答	15	3.4%

問 17 でその他と回答した人の意見

- ・賃金向上と雇用確保による仕事量の軽減
- ・勤務先の理解と制度の充実
- ・お金
- ・夫婦の会話、お互いの思いやり

問 18. 女性が働く上で、支障となること（複数回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. 家事の負担が大きいこと	268	60.0%
2. 夫や子どもの世話の負担が大きいこと	227	50.8%
3. 高齢者等家族の介護の負担が大きいこと	214	47.9%
4. 夫や子どもなどの理解や協力が少ないこと	129	28.9%
5. 職場で男女格差があること	66	14.8%
6. 職場で結婚・出産時に退職の慣例があること	45	10.1%
7. 夫の転勤や長時間労働があること	57	12.8%
8. 女性の就職先自体が少ないこと	113	25.3%
9. 保育所不足など子育て支援体制が十分ではないこと	75	16.8%
10. 老人福祉施設など介護サービスを利用しにくいこと	71	15.9%
11. その他	12	2.7%
12. 支障となることは特にない	17	3.8%
13. 無回答	16	3.6%

問 18 でその他と回答した人の意見

- ・ 夫の病気
- ・ 効率が悪い仕事が多い
- ・ 男性の職場も好条件の所は少ない
- ・ 家庭事情等職場の理解が十分ではないこと
- ・ 人や周りのせいにする事なく家庭で工夫する気持ちが大切
- ・ 子供を教育するために2人で同じ目標を持つこと

問 19. ①育児休業（産休を除く）を取得したことがあるか

選択肢	回答数	構成比
1. 取得したことがある	36	8.1%
2. 取得したことはない	366	81.9%
3. 無回答	45	10.1%

問 19. ②介護休暇を取得したことがあるか

選択肢	回答数	構成比
1. 取得したことがある	10	2.2%
2. 取得したことはない	395	88.4%
3. 無回答	42	9.4%

問 20. 職場での男女の扱いは平等になっていると思いますか？

20-①募集・採用

選択肢	回答数	構成比
1. どちらかといえば男性のほうが優遇されている	128	28.6%
2. ほぼ平等になっている	183	40.9%
3. どちらかといえば女性のほうが優遇されている	3	0.7%
4. わからない	108	24.2%
5. 無回答	25	5.6%

20-②賃金・昇給

選択肢	回答数	構成比
1. どちらかといえば男性のほうが優遇されている	175	39.1%
2. ほぼ平等になっている	146	32.7%
3. どちらかといえば女性のほうが優遇されている	1	0.2%
4. わからない	100	22.4%
5. 無回答	25	5.6%

20-③昇進や昇格

選択肢	回答数	構成比
1. どちらかといえば男性のほうが優遇されている	202	45.2%
2. ほぼ平等になっている	113	25.3%
3. どちらかといえば女性のほうが優遇されている	2	0.4%
4. わからない	105	23.5%
5. 無回答	25	5.6%

20-④仕事の内容

選択肢	回答数	構成比
1. どちらかといえば男性のほうが優遇されている	116	26.0%
2. ほぼ平等になっている	167	37.4%
3. どちらかといえば女性のほうが優遇されている	30	6.7%
4. わからない	112	25.1%
5. 無回答	22	4.9%

20-⑤退職や解雇

選択肢	回答数	構成比
1. どちらかといえば男性のほうに優遇されている	74	16.6%
2. ほぼ平等になっている	197	44.1%
3. どちらかといえば女性のほうが優遇されている	7	1.6%
4. わからない	128	28.6%
5. 無回答	41	9.2%

20-⑥能力評価・査定

選択肢	回答数	構成比
1. どちらかといえば男性のほうに優遇されている	109	24.4%
2. ほぼ平等になっている	185	41.4%
3. どちらかといえば女性のほうが優遇されている	2	0.4%
4. わからない	122	27.3%
5. 無回答	29	6.5%

20-⑦教育訓練や研修

選択肢	回答数	構成比
1. どちらかといえば男性のほうに優遇されている	72	16.1%
2. ほぼ平等になっている	223	49.9%
3. どちらかといえば女性のほうが優遇されている	10	2.2%
4. わからない	110	24.6%
5. 無回答	32	7.2%

20-⑧有給休暇の取得

選択肢	回答数	構成比
1. どちらかといえば男性のほうが優遇されている	27	6.0%
2. ほぼ平等になっている	261	58.4%
3. どちらかといえば女性のほうが優遇されている	29	6.5%
4. わからない	100	22.4%
5. 無回答	30	6.7%

問 21. 日常生活における、「仕事や家事」「家庭生活（プライベートな時間／趣味や学習・地域活動・付き合いなど）」のバランスについて

①希望する（理想とする）優先度

選択肢	回答数	構成比
1. 仕事や家事を優先したい	39	8.7%
2. 家庭生活（プライベートな時間）を優先したい	95	21.3%
3. 仕事と家庭生活（プライベートな時間）を両立したい	281	62.9%
4. 無回答	32	7.2%

②実際の（現実の）優先度

選択肢	回答数	構成比
1. 仕事や家事を優先している	226	50.6%
2. 家庭生活（プライベートな時間）を優先している	57	12.8%
3. 仕事と家庭生活（プライベートな時間）を両立している	122	27.3%
4. 無回答	42	9.4%

問 22. 男女がともに、仕事と家庭の両立をし続けるために必要なこと。(3つまで回答可)

選択肢	回答数	構成比
1. 労働時間を短縮すること	108	24.2%
2. 転勤や配置転換などに配慮すること	99	22.1%
3. 在宅勤務やフレックスタイム制度（時間差出勤）を取り入れること	96	21.5%
4. 育児・介護休業を気軽に利用できる職場環境づくり	249	55.7%
5. 育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにすること	103	23.0%
6. 育児・介護休業中の給付金を充実すること	68	15.2%
7. 育児などで退職した者を再雇用する制度を取り入れること	90	20.1%
8. 職場復帰のための研修や職業訓練などの機会を充実すること	38	8.5%
9. 職場内に保育施設を整備すること	37	8.3%
10. 保育所の保育時間延長など、保育サービスを充実すること	87	19.5%
11. 高齢者や病人の介護サービスを充実すること	159	35.6%
12. その他	8	1.8%
13. わからない	15	3.4%
14. 無回答	20	4.5%

問 22 でその他と回答した人の意見

- ・いつでも休めるようにすること
- ・有給休暇を増やしてほしい
- ・女性の能力向上
- ・家族（夫婦、両親等）の協力を得ること
- ・現在の職場では介護休暇、介護休業の制度が取り入れられていないので取得に際し相談しづらい
- ・雇用者数を増やすこと
- ・スタッフの数とか休みを取っても仕事が回る環境を作る
- ・フォローする周りの人のフォローがないとだめ

問 23. 身近でセクシュアル・ハラスメントを経験したり、見聞きしたりしたことがあるか
(複数回答可)

選択肢	回答数	構成比
1. 自分が直接経験したことがある	41	9.2%
2. 自分のまわりに経験した人がいる	75	16.8%
3. 一般的な知識として知っている	293	65.5%
4. くわしい知識はないが、言葉としては見聞きしたことがある	105	23.5%
5. セクシュアル・ハラスメントのことを知らなかった	6	1.3%
6. 無回答	19	4.3%

問 24. 身近でパワー・ハラスメントを経験したり、見聞きしたりしたことがあるか (複数回答可)

選択肢	回答数	構成比
1. 自分が直接経験したことがある	78	17.4%
2. 自分のまわりに経験した人がいる	122	27.3%
3. 一般的な知識として知っている	252	56.4%
4. くわしい知識はないが、言葉としては見聞きしたことがある	96	21.5%
5. パワー・ハラスメントのことを知らなかった	4	0.9%
6. 無回答	19	4.3%

問 25. 身近でマタニティー・ハラスメントやパタニティー・ハラスメントを経験したり、見聞きしたりしたことがあるか (複数回答可)

選択肢	回答数	構成比
1. 自分が直接経験したことがある	3	0.7%
2. 自分のまわりに経験した人がいる	29	6.5%
3. 一般的な知識として知っている	282	63.1%
4. くわしい知識はないが、言葉としては見聞きしたことがある	138	30.9%
5. マタニティ・ハラスメント (パタニティ・ハラスメント) のことを知らなかった	16	3.6%
6. 無回答	21	4.7%

問 26. 結婚と家庭に関する次のような考えについて

26-①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい

選択肢	回答数	構成比
1. そう思う	211	47.2%
2. どちらかといえばそう思う	104	23.3%
3. どちらかといえばそう思わない	51	11.4%
4. そう思わない	46	10.3%
5. わからない	15	3.4%
6. 無回答	20	4.5%

26-②夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（「男は仕事、女は家庭」という考え方）

選択肢	回答数	構成比
1. そう思う	11	2.5%
2. どちらかといえばそう思う	45	10.1%
3. どちらかといえばそう思わない	64	14.3%
4. そう思わない	293	65.5%
5. わからない	12	2.7%
6. 無回答	22	4.9%

26-③女性は結婚したら、自分自身のことより夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい

選択肢	回答数	構成比
1. そう思う	19	4.3%
2. どちらかといえばそう思う	76	17.0%
3. どちらかといえばそう思わない	83	18.6%
4. そう思わない	230	51.5%
5. わからない	18	4.0%
6. 無回答	21	4.7%

26-④結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない

選択肢	回答数	構成比
1. そう思う	121	27.1%
2. どちらかといえばそう思う	68	15.2%
3. どちらかといえばそう思わない	90	20.1%
4. そう思わない	104	23.3%
5. わからない	43	9.6%
6. 無回答	21	4.7%

26-⑤結婚しない人や晩婚化が進んでいるのは、女性の家事や育児の負担感が大きいいためである

選択肢	回答数	構成比
1. そう思う	46	10.3%
2. どちらかといえばそう思う	92	20.6%
3. どちらかといえばそう思わない	75	16.8%
4. そう思わない	156	34.9%
5. わからない	59	13.2%
6. 無回答	19	4.3%

26-⑥結婚しない人や晩婚化が進んでいるのは、経済的な理由によるところが大きい

選択肢	回答数	構成比
1. そう思う	88	19.7%
2. どちらかといえばそう思う	126	28.2%
3. どちらかといえばそう思わない	59	13.2%
4. そう思わない	104	23.3%
5. わからない	49	11.0%
6. 無回答	21	4.7%

26-⑦男性は、もっと家事や育児、介護などの家庭生活に参画するべきである

選択肢	回答数	構成比
1. そう思う	167	37.4%
2. どちらかといえばそう思う	204	45.6%
3. どちらかといえばそう思わない	21	4.7%
4. そう思わない	13	2.9%
5. わからない	23	5.1%
6. 無回答	19	4.3%

問 27. 子どもの育て方についての考え方（複数回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. 男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる	299	66.9%
2. 男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる	247	55.3%
3. 男女ともに、社会人として自立できるように育てる	355	79.4%
4. 男女ともに、性に関する正しい知識と理解を身につけさせる	185	41.4%
5. 男は外で働き、女は家庭を守るように育てる	2	0.4%
6. 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる	51	11.4%
7. 子どもの個性に応じて育てる	280	62.6%
8. その他	3	0.7%
9. 無回答	17	3.8%

問 28. 「女らしく、男らしく」という考え方、しつけ方をどう思うか

選択肢	回答数	構成比
1. 賛同する	111	24.8%
2. 賛同しない	121	27.1%
3. どちらでもない	195	43.6%
4. 無回答	20	4.5%

問 29. 子育てにおいて、男の子・女の子を区別するか

29-①言葉づかり

選択肢	回答数	構成比
1. 区別していない	193	43.2%
2. 区別しているかもしれない	159	35.6%
3. 区別している	59	13.2%
4. 無回答	36	8.1%

29-②服装

選択肢	回答数	構成比
1. 区別していない	131	29.3%
2. 区別しているかもしれない	153	34.2%
3. 区別している	129	28.9%
4. 無回答	34	7.6%

29-③遊びの内容

選択肢	回答数	構成比
1. 区別していない	222	49.7%
2. 区別しているかもしれない	143	32.0%
3. 区別している	43	9.6%
4. 無回答	39	8.7%

29-④家庭での手伝い

選択肢	回答数	構成比
1. 区別していない	284	63.5%
2. 区別しているかもしれない	110	24.6%
3. 区別している	16	3.6%
4. 無回答	37	8.3%

29-⑤進学・就職

選択肢	回答数	構成比
1. 区別していない	338	75.6%
2. 区別しているかもしれない	57	12.8%
3. 区別している	14	3.1%
4. 無回答	38	8.5%

問 30. 家庭内の仕事を、主に誰が分担するのが理想か

30-①掃除・洗濯

選択肢	回答数	構成比
1. 主に夫	7	1.6%
2. 主に妻	73	16.3%
3. 夫婦が協力して	167	37.4%
4. 家族が協力して	170	38.0%
5. 主に子ども	0	0.0%
6. その他の人	2	0.4%
7. 無回答	28	6.3%

30-②食事のしたく

選択肢	回答数	構成比
1. 主に夫	4	0.9%
2. 主に妻	124	27.7%
3. 夫婦が協力して	163	36.5%
4. 家族が協力して	129	28.9%
5. 主に子ども	0	0.0%
6. その他の人	1	0.2%
7. 無回答	26	5.8%

30-③食事の後かたづけ・食器洗い

選択肢	回答数	構成比
1. 主に夫	19	4.3%
2. 主に妻	51	11.4%
3. 夫婦が協力して	156	34.9%
4. 家族が協力して	193	43.2%
5. 主に子ども	0	0.0%
6. その他の人	1	0.2%
7. 無回答	27	6.0%

30-④日常の家計の管理

選択肢	回答数	構成比
1.主に夫	14	3.1%
2.主に妻	139	31.1%
3.夫婦が協力して	222	49.7%
4.家族が協力して	39	8.7%
5.主に子ども	1	0.2%
6.その他の人	3	0.7%
7.無回答	29	6.5%

30-⑤子育て（育児・しつけ）

選択肢	回答数	構成比
1.主に夫	1	0.2%
2.主に妻	30	6.7%
3.夫婦が協力して	302	67.6%
4.家族が協力して	80	17.9%
5.主に子ども	0	0.0%
6.その他の人	5	1.1%
7.無回答	29	6.5%

30-⑥家族の介護や看護

選択肢	回答数	構成比
1.主に夫	2	0.4%
2.主に妻	19	4.3%
3.夫婦が協力して	196	43.8%
4.家族が協力して	200	44.7%
5.主に子ども	1	0.2%
6.その他の人	3	0.7%
7.無回答	26	5.8%

問 31. 家庭内の仕事を、実際に誰が分担しているか

31-①掃除・洗濯

選択肢	回答数	構成比
1. 主に夫	13	2.9%
2. 主に妻	281	62.9%
3. 夫婦が協力して	75	16.8%
4. 家族が協力して	35	7.8%
5. 主に子ども	1	0.2%
6. その他の人	4	0.9%
7. 無回答	38	8.5%

31-②食事のしたく

選択肢	回答数	構成比
1. 主に夫	10	2.2%
2. 主に妻	299	66.9%
3. 夫婦が協力して	63	14.1%
4. 家族が協力して	33	7.4%
5. 主に子ども	2	0.4%
6. その他の人	3	0.7%
7. 無回答	37	8.3%

31-③食事の後かたづけ・食器洗い

選択肢	回答数	構成比
1. 主に夫	26	5.8%
2. 主に妻	220	49.2%
3. 夫婦が協力して	110	24.6%
4. 家族が協力して	45	10.1%
5. 主に子ども	2	0.4%
6. その他の人	7	1.6%
7. 無回答	37	8.3%

31-④日常の家計の管理

選択肢	回答数	構成比
1.主に夫	36	8.1%
2.主に妻	259	57.9%
3.夫婦が協力して	88	19.7%
4.家族が協力して	18	4.0%
5.主に子ども	2	0.4%
6.その他の人	5	1.1%
7.無回答	39	8.7%

31-⑤子育て（育児・しつけ）

選択肢	回答数	構成比
1.主に夫	4	0.9%
2.主に妻	144	32.2%
3.夫婦が協力して	186	41.6%
4.家族が協力して	44	9.8%
5.主に子ども	0	0.0%
6.その他の人	10	2.2%
7.無回答	59	13.2%

31-⑥家族の介護や看護

選択肢	回答数	構成比
1.主に夫	4	0.9%
2.主に妻	132	29.5%
3.夫婦が協力して	159	35.6%
4.家族が協力して	75	16.8%
5.主に子ども	4	0.9%
6.その他の人	13	2.9%
7.無回答	60	13.4%

問 32. 次のような地域活動に参加しているか（複数回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. 自治会、婦人会、老人会、PTA、子ども会などの活動	217	48.5%
2. 趣味や教養、スポーツ、レクリエーションに関する活動	129	28.9%
3. リサイクル、環境保護、まちづくりなどの活動	72	16.1%
4. 福祉・ボランティア・NPOなどの活動	41	9.2%
5. 防災・防犯などの地域活動	92	20.6%
6. 職業技術や資格の取得に関する活動	12	2.7%
7. ホームステイ受け入れや海外ボランティアなど国際交流活動	10	2.2%
8. 行政の各種委員会や審議会の委員などの公的活動	37	8.3%
9. その他	8	1.8%
10. 特に参加していない	145	32.4%
11. 無回答	25	5.6%

問 32 でその他と回答した人の意見

- ・ 清掃活動
- ・ 各家一人なので参加していない。年一回の全員参加時のみ参加している

問 33. 地域での様々な活動において、次のような男女間の格差があるか（複数回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. 会議や行事などで女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い	189	42.3%
2. 会議や行事などで女性が意見を言いにくい、意見を上げてもらいにくい	29	6.5%
3. 役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい	72	16.1%
4. 地域の行事で女性が参加できないものがあるなど、男性と差がある	38	8.5%
5. 地域の活動に女性が少ないため歓迎される	29	6.5%
6. 地域の活動には女性の方が積極的に活発である	19	4.3%
7. その他	5	1.1%
8. わからない	128	28.6%
9. 特に男女格差はない	92	20.6%
10. 無回答	28	6.3%

問 33 でその他と回答した人の意見

- ・女性が活動参画の意識が低い
- ・年齢的に参加を控えている
- ・地域の主な活動は男の人がやってもらっているが、必要に応じて女の人も協力し活動をしている。

問 34. 地域での様々な活動において、鬼北町の男女共同参画を積極的に進めるためには、どのようなことが必要か（複数回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. 地域の社会通念や慣習を改めるための啓発活動を充実すること	113	25.3%
2. 地域活動のリーダーに女性を積極的に登用すること	116	26.0%
3. 女性のリーダーを養成するための講習会などを開催すること	41	9.2%
4. 様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること	169	37.8%
5. 地域活動やボランティア活動についての情報提供を充実すること	92	20.6%
6. 男性も女性も積極的に地域活動に参加すること	171	38.3%
7. 家族の理解と協力を得ること	101	22.6%
8. その他	6	1.3%
9. わからない	70	15.7%
10. 無回答	25	5.6%

問 34 でその他と回答した人の意見

- ・ 男でも女でもいいが、若い世代（20～30代）の人に地域性を持ってほしい。
- ・ 男女には違いがあることを認識すること
- ・ 静かに生活をしていきたい

問 35. テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどのメディアにおける性・暴力表現について、どのような点で問題があると思うか（複数回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. 女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている	92	20.6%
2. 社会全体の性に関する道徳観や倫理観が損なわれている	167	37.4%
3. 女性に対する暴力を助長している	52	11.6%
4. 子どもに対する虐待や性犯罪を助長している	95	21.3%
5. そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている	129	28.9%
6. 自分自身が、そのような表現を望まないのに不快に感じる	104	23.3%
7. その他	9	2.0%
8. 特に問題があるとは思わない	66	14.8%
9. 無回答	53	11.9%

問 35 でその他と回答した人の意見

- ・見ないのでわからない
- ・変なアニメやまんがが当たり前のように表にあること。それが法的に問題じゃないことが問題
- ・時代の流れだと思っている

問 36. ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力）について経験したり、見聞きしたりしたことがあるか（複数回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. 自分が直接経験したことがある	9	2.0%
2. 自分のまわりに経験した人がいる	44	9.8%
3. 一般的な知識として知っている	286	64.0%
4. くわしくはわからないが、言葉としては聞いたことがある	89	19.9%
5. ドメスティック・バイオレンス（DV）のことを全く知らなかった	4	0.9%
6. 無回答	48	10.7%

問 37. (問 36 で 1 または 2 と回答された方に) あなたは、経験したことや見聞きしたことを、誰かに打ち明けたり、相談したりしたか (複数回答可)

選択肢	回答数	構成比
1. 家族や親せきに相談した	9	17.0%
2. 友人や知人に相談した	14	26.4%
3. 警察に連絡・相談した	4	7.5%
4. 法務局や県庁、役場などに相談した	0	0.0%
5. 女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター) に相談した	0	0.0%
6. 愛媛県男女共同参画センターに相談した	0	0.0%
7. 医療関係者 (医師・看護師など) に相談した	1	1.9%
8. 弁護士に相談した	0	0.0%
9. その他	1	1.9%
10. どこ (誰) にも相談しなかった	14	26.4%
11. 無回答	13	24.5%

問 38. (問 37 で 10 と回答された方に) あなたが「どこ (誰) にも相談しなかった」のは、どのような理由からか (複数回答可)

選択肢	回答数	構成比
1. どこに相談してよいか、わからなかったから	4	28.6%
2. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから	1	7.1%
3. 相談しても無駄だと思ったから	4	28.6%
4. 相談したことがわかると、仕返しや、もっとひどいことをされると思ったから	0	0.0%
5. 相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをす ると思ったから	1	7.1%
6. 自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていると 思ったから	3	21.4%
7. 世間体が悪いから	1	7.1%
8. 他人を巻き込みたくなかったから	3	21.4%
9. そのことについて思い出したくなかったから	0	0.0%
10. 自分にも悪いことがあると思ったから	3	21.4%
11. 相談するほどのことではないと思ったから	4	28.6%
12. その他	6	42.9%

問 38 でその他と回答した人の意見

- ・70年前のことなので、まだ子供だったから
- ・決着がついていたから
- ・本人が希望しなかったから
- ・自分のことではなく相談を受けた方だったから

問 39. 今後、ドメスティック・バイオレンス（DV）を防ぐためには、どのような取り組みが必要だと思うか（3つまで回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. ドメスティック・バイオレンスを防止するための広報・啓発活動を積極的に行う	99	22.1%
2. 家庭や学校で暴力を防止するための教育の充実を図る	160	35.8%
3. 職場や地域で暴力を防止するための研修などの充実を図る	64	14.3%
4. 被害者が相談しやすい環境づくりを図る	280	62.6%
5. 被害者が援助を求めやすくするための情報提供を充実する	136	30.4%
6. 被害者の一時保護などを行う「シェルター」の設置等を図る	107	23.9%
7. 加害者への罰則を強化する	139	31.1%
8. 暴力を助長するおそれのある情報（ビデオ・雑誌やインターネット等）を規制する	65	14.5%
9. その他	7	1.6%
10. 特になし	7	1.6%
11. 無回答	48	10.7%

問 39 でその他と回答した人の意見

- ・環境が整っても被害者はなかなか言えない。被害者の方は自ら動きにくいので、住民から近所の様子、変化などなど情報収集する機会を作ればいいのか
- ・程度の問題もあるのではないか
- ・加害者が再びDVをしない様サポートする。加害者同士で集まり、客観的に自分の行動を見る等して何故DVするのか考える
- ・相談後の素早い行政等の対応
- ・見極める目を養う

問 40. 家族や友人が LGBT 等、性的少数者（性のあり方が多数派と異なる人のこと）だったらどう思うか

選択肢	回答数	構成比
1. 抵抗感はない	171	38.3%
2. 抵抗感がある	184	41.2%
3. その他	40	8.9%
4. 無回答	52	11.6%

問 40 でその他と回答した人の意見

- ・今の時点では何とも言えない
- ・交流したことがなく分からない
- ・どちらかと言えば抵抗感がある
- ・本人同士のことなので深く考えたことがないです
- ・個人の自由だから気にならない
- ・現実なら受け入れたい
- ・理解しようと努力する
- ・仕方ない
- ・本人との理解を図る努力をする
- ・人それぞれと思う
- ・理解しにくい

問 41. LGBT 等、性的少数者が日常生活を営むうえで直面している課題にはどのようなものがあると思うか（複数回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. 学校・教育（いじめ、制服、トイレ、プール、宿泊行事）	268	60.0%
2. 職場（採用試験、いじめ、更衣室、トイレ、結婚休暇や介護休暇などの福利厚生）	222	49.7%
3. 地域（差別、偏見）	235	52.6%
4. 住宅（賃貸住宅の入居拒否）	48	10.7%
5. 医療（パートナーの手術の同意、安否情報の提供、看護）	86	19.2%
6. 民間サービス（家族割引や生命保険金の受領など家族同等のサービス）	67	15.0%
7. 恋愛・結婚（偏見、同性婚の法未整備）	212	47.4%
8. 死別（葬儀への出席や遺産の相続）	72	16.1%
9. その他	10	2.2%
10. 直面している課題はない	40	8.9%
11. 無回答	48	10.7%

問 42. LGBT 等、性的少数者に対する理解の促進や支援にはどのようなものが必要だと思うか（3つまで回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. いじめや差別を禁止する法律の整備や制度の見直し	161	36.0%
2. 専門相談窓口の充実	168	37.6%
3. 啓発や広報活動の推進	88	19.7%
4. 児童・生徒などへの学校における教育の充実	174	38.9%
5. 行政職員や教職員に対する研修の実施	80	17.9%
6. 職場における理解の促進	137	30.6%
7. 当事者同士が集まる居場所の創設	36	8.1%
8. トイレや更衣室などの環境の整備	120	26.8%
9. その他	5	1.1%
10. 必要だと思わない	20	4.5%
11. 無回答	49	11.0%

問 42 でその他と回答した人の意見

- ・法律化までするのは反対です。差別はいりませんが人として尊重して行くべきだと思います
- ・理解も促進も支援も段階的に取り組まないと無理だと思います
- ・とやかく言わず在るがままの状態がいい

問 43. 同性婚が認められるべきだと思うか

選択肢	回答数	構成比
1. 認められるべきだ	134	30.0%
2. 認められるべきではない	56	12.5%
3. どちらともいえない	221	49.4%
4. 無回答	36	8.1%

問 44. 5年前と比べて、あなたは、女性に対する人権意識や地位は、どの程度改善してきたと思うか

選択肢	回答数	構成比
1. 非常に改善してきたと思う	19	4.3%
2. どちらかといえば改善していると思う	205	45.9%
3. 以前と変わらないと思う	119	26.6%
4. どちらかといえば悪くなってきていると思う	4	0.9%
5. わからない	68	15.2%
6. 無回答	32	7.2%

問 45. 今後、男性と女性がともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思うか。(3つまで回答可)

選択肢	回答数	構成比
1. 男性が家事などをする事への男性自身の抵抗感をなくすこと	110	24.6%
2. 男性が家事などをする事への女性自身の抵抗感をなくすこと	20	4.5%
3. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること	198	44.3%
4. 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な考え方を押しつけないこと	151	33.8%
5. 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担について理解を示すこと	81	18.1%
6. 労働時間の短縮などにより仕事以外の時間を増やすこと	48	10.7%
7. 男女ともに働きやすい環境を整えること	139	31.1%
8. 男女ともに育児休業や介護休業を取りやすい環境を整えること	150	33.6%
9. 男女ともに家庭生活等に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと	7	1.6%
10. 家事等への参加のための仲間（ネットワーク）づくりを進めること	10	2.2%
11. 家庭と仕事の両立などの問題について、男女ともに相談しやすい窓口を設けること	21	4.7%
12. 男女を問わず家事・子育てに積極的に参加できるような環境を整えること	116	26.0%
13. 子供や介護が必要な人を預かってもらえる環境を整えること	71	15.9%
14. その他	4	0.9%

問 45 でその他と回答した人の意見

- ・消防団、自治会の集まりで休日返上が多い。廃止してほしい。
- ・男女の区別は必要だと思う

問 46. 男女共同参画の視点に配慮した防災・災害復興対策として取り組むために、どのようなことが必要だと思うか。(3つまで回答可)

選択肢	回答数	構成比
1. 性別に配慮した避難所運営を行うこと(トイレ、更衣室、プライバシーの確保など)	246	55.0%
2. 避難所運営の責任者に男女とも配置され、運営や被災者対応に両方の視点が入ること	182	40.7%
3. 災害時の救援医療体制(乳幼児、高齢者など要配慮者へのサポート体制)	152	34.0%
4. 町内会・自治会や地域の自主防災組織の運営に男女がともに参画すること	117	26.2%
5. 防災や復興の政策・方針を決めるときに男女両方の視点が入ること	148	33.1%
6. 被災者に対する相談体制が整っていること	80	17.9%
7. 性別によって異なる災害時の備えについて知識を普及すること	53	11.9%
8. 公的施設の備蓄品のニーズ把握、災害時に支給する際の配慮	95	21.3%
9. 特になし	7	1.6%
10. その他	2	0.4%
11. 無回答	33	7.4%

問 47. あなたは、次にあげる用語の意味をご存じでしたか。(○印1つずつ)

47-①男女共同参画

選択肢	回答数	構成比
1. 内容まで知っている(よく知っている)	114	25.5%
2. 名前を見聞きしたことがある程度	243	54.4%
3. 知らなかった	55	12.3%
4. 無回答	35	7.8%

47-②DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

選択肢	回答数	構成比
1. 内容まで知っている（よく知っている）	124	27.7%
2. 名前を見聞きしたことがある程度	266	59.5%
3. 知らなかった	21	4.7%
4. 無回答	36	8.1%

47-③ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）

選択肢	回答数	構成比
1. 内容まで知っている（よく知っている）	109	24.4%
2. 名前を見聞きしたことがある程度	227	50.8%
3. 知らなかった	70	15.7%
4. 無回答	41	9.2%

47-④ポジティブアクション

選択肢	回答数	構成比
1. 内容まで知っている（よく知っている）	25	5.6%
2. 名前を見聞きしたことがある程度	161	36.0%
3. 知らなかった	213	47.7%
4. 無回答	48	10.7%

47-⑤マタハラ（マタニティ・ハラスメント）

選択肢	回答数	構成比
1. 内容まで知っている（よく知っている）	141	31.5%
2. 名前を見聞きしたことがある程度	238	53.2%
3. 知らなかった	26	5.8%
4. 無回答	42	9.4%

47-⑥LGBT

選択肢	回答数	構成比
1. 内容まで知っている（よく知っている）	114	25.5%
2. 名前を見聞きしたことがある程度	212	47.4%
3. 知らなかった	81	18.1%
4. 無回答	40	8.9%

47-⑦SDGs（エス・ディー・ジーズ）

選択肢	回答数	構成比
1. 内容まで知っている（よく知っている）	105	23.5%
2. 名前を見聞きしたことがある程度	165	36.9%
3. 知らなかった	138	30.9%
4. 無回答	39	8.7%

47-⑧SOGI（ソジ）

選択肢	回答数	構成比
1. 内容まで知っている（よく知っている）	7	1.6%
2. 名前を見聞きしたことがある程度	97	21.7%
3. 知らなかった	304	68.0%
4. 無回答	39	8.7%

問 48. 男女共同参画を積極的に進めるために、今後、鬼北町はどのようなことに力をいれていくべきだと思いますか（3つまで回答可）

選択肢	回答数	構成比
1. 女性の生き方に関する情報提供や交流・相談の場、教育などのセンターをつくる	64	14.3%
2. 男女共同参画社会づくりのための講座や広報など啓発活動をする	119	26.6%
3. 男女共同参画を推進する女性団体の活動支援や女性リーダーの育成をする	89	19.9%
4. 男性の家事能力を高めるような講座を行う	63	14.1%
5. 審議会などの行政の政策方針を決定する場に女性の参画を促進する	106	23.7%
6. 地域団体の長などに女性を増やす	59	13.2%
7. 学校教育の場で男女の平等についての学習を充実する	133	29.8%
8. ドメスティック・バイオレンス（DV）など、あらゆる暴力の根絶と救済支援を行う	63	14.1%
9. 経営者・事業主を対象に雇用機会や労働条件の男女平等について啓発する	69	15.4%
10. 保育・介護サービスの充実や育児・介護休業制度などの普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える	226	50.6%
11. 各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する	4	0.9%
12. その他	10	2.2%
13. 無回答	40	8.9%

問 48 でその他と回答した人の意見

- ・家庭内の DV が子供の成長に影響し、その子供が又大人になり DV をする連鎖を防ぐ教育が必要

- ・女性が働ける場を増やす。

- ・男女共同の言葉を使わずに人と人との交流に場を広げる

問 49. 男女共同参画についての意見・要望

・男だから女だから、男なのに女なのにか言う昔からの男女不平等な言葉が多い。そういう言葉をなくすようにみんなが協力していく活動が必要。いろんな人間がいることも勉強したりする。

・すべての人が性別等、能力と関係のないところで差別されることなく、個人として尊重される社会となってほしいと思う。

・女性が仕事と家庭を両立させるには男性の協力が不可欠。女性が働きやすく子育てしやすい町づくりをお願いします。

・私は働くばかりで今まで子供や主人にあまり付き合わせて話もできませんでした。まだまだ家の為に尽くすことは仕事をしないといけないので思うように出来ませんが、主人・子供に対してありがとうと言いたい！

・男女平等は大切だが男女の区別は必要だと思う。たとえば男性向けの仕事など何もかも平等ではないと思う。その辺については子供のころからの教育、いろいろな意味で優しい子供に育ててほしいです。高齢者への感謝などなど大切に思う心が大事ですよ。

・男女共同参画出来る様能力向上。女性にもっと勉強して中間に入ってもらいたい。男性に勝る能力

・10代の立場として鬼北町を見つめ直してみると、鬼北町における男女の働き方や社会的立ち位置等の現状があまりよく分からないと感じた。今まで学校や保護者、地域の方々に見守られて過ごしてきた中で男女の不平等性を感じたことはないように思う。しかし社会に出ると様々な方たちがいて、学生の時には経験しなかった男女の差も多少は経験するようになるのではないだろうか。だから男女共同参画社会を実現するには新社会人の方や入社して2.3年目の方々に今までと社会に出てからのギャップ等を聞くのも良いと思う。自分はまだ世間を知らないので確固たる要望や不満は書けないが、子供からお年寄りの方まで自然体で暮らせている鬼北町が慣習を大事にしつつも新たな鬼北町となるのを願っています。

・いくら男女平等を謳っても、結局出産ができるのは女性だけであり、完全な平等にはなり得ない。男女平等と言うよりは個々の考えや意見が尊重され、だれもが生きやすい社会であってほしい。

・今の子どもや若い世代はある程度男はこうあるべき、女はこうあるべきがないように思う。(例えば家事は女の仕事) 世代で決めつけるようなことは言いたくないが、自分からすれば自分の父親が本当に何もしないし、職場で話を聞いていても「それはどうなんだろう」と思う発言をされるのは年配の方が多い。若い世代に対する教育も必要かもしれないが、上の世代がまずは理解し考えを改める必要があると思う。

・鬼北町はいい町だと思っています。これまでもいい町長が出ていますが、女性の町長を出す努力が必要な時期になっているのかもしれない。

・共同参画ということで区長とか〇〇長にも女性がならないといけないのは、逆に女性へのパワハラにもなっている。視点を生かすという聞こえはいいが同等に仕事をしろと言わんばかりで押し付けられるのは負担増につながることも理解してほしい。女性が〇〇長になるからには全うできるような配慮が欲しい。それだから女性はダメと言われたら参画しようとは思わなくなるのではないかと思う。

・少子化、若い人達の流出など人口の減少が進む地域では必然的に男女参画社会とならざるを得ないのではないかと思われる。

・社会はお互いを認め支えあっていくことが大事だと思います。男性は力があり骨格も女性とは違います。男性、女性の役割があって女性は生理の時は体の不調もあります。

結婚すれば出産という負担も大きく変化してきます。男女が同じようにという事は無理があると感じます。もちろん結婚せずに仕事に打ち込みたい女性もおられるでしょうが、人それぞれの考えで社会に貢献されたいと思います。家庭の中で男性が家事を手伝わないとダメだと決めつけず各家庭において話し合っただけで家族形成されたい良いのではないのでしょうか。日本は昔から男だから女だからと区別せず子供を中心に家庭を大事にコツコツと社会を築き上げてきてお互いを尊重してると思えます。日本の文化、伝統を継承し日本の良き所を次世代に次いでいけたらと思います。

・アンケート調査等ご苦労様です。その度に思うことですが男女共同参画社会を実現する為の調査であれば具体的にプロセスを作って実践すべきであると思います。また実践に当り指導的な立場にある人の意識を変えることが一番目に必要であると思います。たとえばトップに居る人達（町長、町議、会社の社長など）各種役員の中で女性を次第に増やしていく方法もあるでしょう。パーセントを示して何時までに実践するなど決めればいいのですがね（役場内の役職者数（課長）を半分女性にする5年後等）実践こそ現在取り組むこと。

・社会はいろいろな人で成立している。しかし一般的に普通の人で構成人でなくては国も社会も成立しない。男女、性が違うからこそ能力、役割に差があるのは当たり前である。また LGBT の人ばかりでは国は成立しない。多少の不便等はしょうがない。

・このテーマについて頑張っているという情報が町民全体に周知されることがスタートだと思う。

・女性の社会活動への参加（区長になったり集会に出たり）は男性に比べてとても少ないがそれを面倒事から逃げられて良かったと捉えている女性が多いので問題だと思う。

しかし無理に女性を参加させて男性が家にいても、女性が帰宅してあとは寝るだけの状態に家になっている事は現状では全くないと思われる。女性は社会の面倒事を引き受ける覚悟が必要だと思うし、男性は家事育児等、家のことには賃金が発生しないが、毎日と仕事と同等の自分がやらなければ生きていけない事という意識を持ってほしい。

・アンケートの実施が目標にならず、女性の地位向上に取り組む活動に活かして欲しい

・我が国は長い間「男尊女卑」の時代が続いたと思う（約 80 年近く前まで）簡単にこの悪習が更正されるとは思わない。天皇は男系でなければ駄目だと言った政治家が日本を支配する間は決して解決しないだろう。だから出発は 0 からだろう。言うは易く行うは難しで一朝一夕には変わらないと思うが、悪習は変えなければならぬ。老い先短い身だが望みは是非かなえたい（形だけでも）性差別は絶対になくさなければならないが、日本語の「・・・らしさ」は日本の美德として残してもらいたい。

・性別問わず、資質、能力に応じた人材登用

・男女共同参画には直接関係はありませんが、一戸建て住宅に住みながら町内会に入らない人が多い。近所に住んでいても家族構成もわからない。コミュニティ活動にも参加しない。個人の自由だと言われればそれまでですが、このままでいいのでしょうか？「町内会に入るメリットは何か？」と聞かれるがデメリットの方が多いのではないかとされます。

・年齢が 69 歳なので実際の生活では子育ても終わり、夫も仕事を退職しています。今は夫の義母と生活しています。都会で 30 年暮らし、夫の退職で田舎に帰ってきました。環境が変わり、いろいろ大変でした。友人もいなく寂しく、夫の母との関係も大変でした。今年 93 歳なので介護が心配です。自分自身も年を取り体力に自信がなくなりました。若い頃は夫も家事や子育てを手伝ってくれることはなかったですが今は掃除、洗濯も協力してくれます。

・80 歳過ぎの高齢者にこのような調査はなかなか考えにくいと思います。

・私は 88 歳ですが自営業の仕事辞めたくない

・協力するので、目的推進のためなるべく方向で町全体のレベルアップの為、取り組んでください。

・鬼北町のような高齢化社会が進んでいる小さな町では古い慣習にこだわる方が多いし、自分が正しいと考えている場面によく遭う。都会に出た人がリターンで帰ってきたときに、時代の里も言えるぐらい大きな差を感じている気がする。おそらくこの傾向は改善しない。都会に出て活躍したり実力を付けたような方が帰って定住できる町とならなければ男女共同参画をやろうといっても都会のようなことはできない。一方で女性が代表となり活動している NPO や団体もある。そこまではいなくても女性が集まって何かしようとする場面を手伝ったり補助を出すようなことをしながら女性の活動を後押しし、男にはできない、考えが及ばない活動がたくさん出てくれば鬼北の男性も考え方が変わってくるかもしれません。

・もっともっと人間的視点で動ける鬼北町であってほしい。

・意欲、能力のある女性にはどんどん議員、職場の長になって活躍していただきたいと思います。しかし単に数合わせのために女性を登用するのは反対です。男女関係なく適材適所が重要だと思います。

・子供（保育所から）に英語教育をしてもらって国際交流が進むようにしてほしい。

- ・地域の活動、介護、育休、家事、男女共に（夫婦）協力すべきである。
- ・共働きなら家事は分担して当たり前だと思うし、そういう「ノリ」のようなものが世代問わず定着しないと成しえないと思います。
- ・私たち高齢者が若い人達の邪魔にならないように努力する事が若い人達の地域への活動、参加、参画をすすめる大きな力になると思う。今、鬼北町で女性組織活動には若い人が少なく、70歳を過ぎても頑張るしかない状況だ、男女と区別するより、みんなで地域活性化に目を向けて年齢にあった役割分担を考えていくべきだと思う。
- ・育児休業など充分取得できる環境作りをして仕事に復帰しても安心して子供を預かってもらえる施設、特に子供が病気の際は母親が仕事を休まなければならない現実がある。
- ・名前・名称など見聞きする位でまだまだ認識が不足しているので講演や講座等あれば参加してみたい（いろいろと聞いてみたい）
- ・子供の家庭を見ると、私共がしてきた生活を元に、今の時代らしい生活をしているので、それぞれに合った生活が送れるよう願っている。地域の若い方に負担をかけることを少しでもなくすように生活を送ることを願っている。
- ・積極的な広報活動
- ・わたしは65才まで働き、66才になった今やっと好きなことができるようになり、健康のために夫婦ふたりで毎日歩いているのですが、たまに運動公園とか歩く時に、立派なきれいに整備された所に人がいない、もったいない、と思うことがあります。もっと人々がいろいろな事で集う場所になればいいとひそかに思っています。